

弘道

第 1095 号

特集 今、家族の何が問題か

【巻頭の言葉】 家族 — 常ならぬもの —多田 建次

【特集論説】

今、家族の何が問題か.....山田 昌弘

日本人の「心の原点」は家族の中に.....丸山 貴代

「家族からの自立」を強調する家庭科教科書高橋 史朗

家族してますか.....木村 治美

【連載エッセイ】「日本道徳」再考（八）田中 英道
— 「神道＝自然道」に従う道徳観—

平成27年 3～4 月号

日 本 弘 道 会

日本弘道会綱領（昭五一・一〇・三〇）

甲 号（個人道徳）

皇室を敬愛すること、国法を守るること
信教は自由なること、迷信は排除すること
思考を合理的にすること、情操を美しくすること
学問を勉めること、職務を励むこと
教養を豊かにすること、見識を養うこと
財物を貪らないこと、金錢に清廉なること
家庭の訓育を重んずること、近親相親しむこと
一善一徳を積むこと、非理非行に屈しないこと
健康に留意すること、天寿を期すること
信義を以て交わること、誠を以て身を貫くこと

乙 号（社会道徳）

世界の形勢を察すること、国家人類の将来をおもんばかること
政治の道義性を高揚すること、経済の倫理性を強調すること
自然の美と恩沢を尊重すること、資源の保存と開発を図ること
教育の適正を期すること、道徳の一般的関心を促すこと
報道言論の公正を求めること、社会悪に対し世論を高めること

会祖西村茂樹先生小伝



日本弘道会の会祖・西村茂樹先生は、明治六年森有礼・福沢諭吉・西周・加藤弘之・中村正直らと相図り「明六社」を設立。『明六雜誌』を発行して、開化思想、自由思想の啓蒙運動を精力的に展開いたしました。

その後明治九年三月には、国民の道義向上を目指し、さらに国家社会の基礎を強固にするための道義教化団体として、「東京脩身学社」を創設しました。これが現在の「日本弘道会」の前身であります。明治十九年には『日本道徳論』を公にして、当時、西欧の模倣と追隨に終始していた社会の風潮と政治の在り方を厳しく批判し、日本道徳の確立を訴えました。

西村茂樹先生は、明治時代における卓越した道徳学者であり、同時に偉大な国民道徳の実践家でもあります。明治二十六年、宮中顧問官を除くすべての官職を辞して野に下り、全国を行脚して社会道徳の高揚に一身を捧げ、今日の生涯教育の先駆的役割を果たされました。

目次 (第二百二十三卷第一〇九五号 平成二十七年三・四月号)

【表紙裏】 会祖西村茂樹自作の辞書

日本弘道会綱領・会祖西村茂樹先生小伝…………… (1)

【巻頭の言葉】 家族——常ならぬもの…………… 多田建次 (4)

— * * * —

特集 今、家族の何が問題か

【特集論説】

今、家族の何が問題か…………… 山田昌弘 (6)

日本人の「心の原点」は家族の中に…………… 丸山貴代 (12)

「家族からの自立」を強調する家庭科教科書…………… 高橋史朗 (18)

家族してですか…………… 木村治美 (25)

【資料解説】 イギリスの二〇一四年子供・家庭法…………… 篠原康正 (28)

— * * * —

道德の教科化に係る省令案等への意見…………… 公益社団法人日本弘道会 (31)

【連載エッセイ】 「日本道德」再考(八)…………… 田中英道 (32)

— 「神道Ⅱ自然道」に従う道德観 —

【連載】 出陣学徒の自省(五)……………	安嶋 彌……………(38)
— 昭和史回顧 —	
【随想】 一冊の本が取り持つ不思議な縁……………	鈴木 勲……………(45)
【寄稿】 経済の倫理性……………	小倉 正敬……………(47)
〈弘道余話〉(10) 道徳教育の特輯……………	鈴木 勲……………(50)
【北斗星】 男声合唱の「海ゆかば」……………	澤 英武……………(51)
【熟年からの健康】(44) 喘息オーバークラップ症候群(1)……………	松本 慶蔵……………(52)
【読書案内】 小林秀雄著『学生との対話』……………	土田 健次郎……………(53)
「西村茂樹研究論文」募集要項(平成二十七年度)……………	
『近代日本における修身教育の歴史的研究』 刊行……………	
弘道歌壇……………	松坂 弘編……………(57)
弘道俳壇……………	河内朝生編……………(60)
【予告】 「弘道フォーラム二〇一五」を千葉県で開催……………	
言葉のひろば……………	
会告……………	
事務局往来……………	
編集後記……………	
	(68)……………
	(67)……………
	(66)……………
	(65)……………
	(64)……………

【巻頭の言葉】

家族 — 常ならぬもの —

多田 建次



昨年の皇室と出雲の千家家との御婚礼は、悠仁親王の誕生以来の慶事でした。わが国は、世界でもっとも古い家系を擁する国です。それは、ギリシャ神話のアガメムノンやアキレウス・オデュッセウスの子孫が現存することを意味します。もちろんギリシャでは、すでに絶えています。つい一年前も、天照大神の側近アメノコヤネノ命の子孫の元首相が、都知事選挙に立候補したばかりです。日本は唯一、皇室をいただき、王朝の交替もない稀有な国です。

それだけに、皇統のますますの繁栄を祈らざるをえません。

一方庶民の世界では、先祖の祭事と墓の管理のために家の存続は不可欠ですから、養子縁組は日常的で、甥や姪など親族からの受け入れが多いとはいえ、中には一切血のつながらぬ夫婦を後継者とすることもありました。庶民にとって家のあり方は、かなり融通無碍だったようです。

ましてや非婚化・少子化・核家族化がすすみ、墓の維持も困難な現状では、家とか家族の絆なども、旧来のイメージで語ることはできません。そう、今わが日本社会は、まさに未曾有の地殻変動のただ中にあるのです。それは、私たちの歴史・伝統・文化への思いなど、情け容赦なく打ちくだくほどの威力です。わが家は、二人の娘がよき伴侶を得て、夫婦別姓などどこ吹く風とばかり、さつさと多田の姓をすてました。親族では、四十歳前後の五人の甥は全員独身、一人の姪は結婚と離婚

をくりかえしています。結果として多田の名も妻の実家の名も、三軒の親族の名も消滅します。

日本には、数百年に及ぶ古い企業も数多く残っています。つい先日、宮大工の伝統を継ぐ建設会社の第四代当主と、皿を交わしたばかりです。けれども全国各地の由緒ある名門企業が、十分に利益をあげているにもかかわらず後継者不足から、取引先に迷惑をかけるわけにはいかないと、まだ体力のある内に廃業している状況を、テレビ番組が伝えていました。

私たちは、現在の幸せが永く続いてほしいと願います。日本人の無常観・無常感にたいし、西洋人は永遠なるものにあこがれます。ケルンのドームなどヨーロッパ各地の建築物がそれを象徴しています。けれどもこの世に永遠なるものなど、何一つないのでしょう。仏教の輪廻転生もキリスト教の復活も、仮構の話でしかありません。昨秋妻とウィーンで観たホフマンスタールとR・シュトラウスの「バラの騎士」は、時の移ろいと老い、そして別れの哀愁にあふれ、ザルツブルグ大司教美術館の、フランツ・ドム絵画ホームの「静物」も、無常がテーマだと解説にありました。

人が老いてなお権力にしがみついたり、財テクに励み相続税の軽減をはかったりする光景を見るたびに、この人たちは永遠を信じているのだと思われてなりません。古今東西の王朝や最高権力者・富の支配者らの盛衰は、皆様よく御存知でしょう。

愛情を優先する人は、今を大切にします。それは、今さえよければと刹那的に生きるのではなく、いざれ迫りくる別れの哀しさを想いやり、一度かぎりの人生、限られた時の中で、相手との一瞬一瞬をいとおしく思う気持です。私にとつての家族とは、もはや家の存続とか家族制度のためのものではなく、ともに過すことのできるつかの間、互いにいつくしみあい幸せをかみしめあう、かけがえない存在です。家族をめぐる問題については、さまざまな論点があるとはいえ、このような思いをぬきにして語ることはできないでしょう。

(本会理事・玉川大学名誉教授)

今、家族の何が問題か



山田 昌弘

一 今まで通りの家族ができなくなる

今、日本家族に起きていることを簡単に言えば、「今まで通りの家族を作れる人」と「今まで通りの家族を作れない人」に、二つに分かれていく過程にあるということです。

「今まで通りの家族」とは、戦後の高度成長期以降に一般化した家族のあり方です。中味をいえば、「夫が主に稼ぎ、妻は主に家事で、子どもを育てながら、豊かな家族生活を築く」というものです。これを「家族の戦後モデル」と言っておきましょう。

ライフコースに即して言えば、だいたい男女とも

三〇歳くらいまでに結婚し、子どもを生み育てます。結婚後は、主に夫の収入で生活し、主に妻が家事・育児を行います。夫の収入は上がり、生活は豊かなり、家かマンションを購入し、子どもに十分な教育をうけさせて独立させます。親を見送り、夫が引退後は、年金でくらし、配偶者か子どもに看取られて亡くなる。このような一生です。

この戦後家族モデルには多少のバリエーションがあります。夫の仕事が会社員か、自営業か、結婚後、親と同別居するかどうか、共働きか専業主婦かなどの選択肢です。ただ、生活は豊かになる、家を持つ、「主に」夫の収入で暮らす、「主に」妻が家事育児を

するという点では、同じモデルに含めることにします。

今、日本社会で起きていることは、多くの人はこのような家族を作り、維持していききたいと思つていられるにもかかわらず、それが作れなかったり、維持できなかつたりする人々が増えていることなのです。

この事態を象徴的に示しているのが、結婚活動、略して「婚活」という言葉の流行です。婚活は、二〇〇七年に私が名づけた言葉で、私と白河桃子さんとの共著『婚活時代』（デイスカヴァー21）がベストセラーになると共に広がりました。日本では、結婚していない人が増えていますが、それは決して結婚したくない人が増えている訳ではないのです。結婚したいけどできない、もつと正確に言えば、結婚して「今まで通りの家族（夫が主に働き、妻が主に家事をして豊かな生活を築く）」を作りたいが、それを実現できる相手がないという現実が、婚活と

言う言葉が流行する背景となつていのです。

だから、家族の多様化という言葉が使われますが、それは、本当の意味での多様化ではないのです。本当の意味での多様化とは、家族でいろいろなモデルがあつて、自分が好きな家族のモデルを選べるという意味です。しかし、今、生じているのは、自分が好きな家族モデルを選べるどころか、伝統的な戦後家族モデルでさえ作ることがむずかしくなり、望まない家族形態を取らざるをえないという事態が広がっていることなのです。

二 日本で家族を作ることが大切であるという理由

現在、日本社会で家族を持つことは重要です。なぜなら、日本では、親族や地域社会のつながりが実質的に消滅しているからです。また、友人関係にも期待できません。親族や地域、友人などで助け合いなどと言いますが、それは、簡単なものに留まります。挨拶する、会話する、一緒に遊ぶ、時には、何

か手伝うということはあるかもしれませんが。それは、それで意味があることですが、本当に困った時に助けることはまずありません。例えば、別に暮らしている兄弟姉妹が多額の借金を背負った時、それを肩代わりするでしょうか。親しい隣の人が病気になった時、仕事を休んで何日も看病するでしょうか。友人の子どもが、経済的理由で進学できないと言われた時、その子の学費を出してあげるでしょうか。そのようなことは、普通、家族（夫婦、親子、一緒に暮らしている未婚のきょうだいや祖父母）以外には期待できません。

戦前の日本では、貧しいきょうだいの子、つまり、甥や姪を預かって代わりに育てる。貧しい隣の人に毎日ご飯を分けてあげる、中には優秀な貧しい家の子の進学費用を地域の富裕な他人が出してあげるといったことがあります。しかし、今では、自分の生活レベルを削ってまで、親戚や近所の人のために尽くしてあげるといふ人はめったにいません。せい

ぜい、福祉施設や公的機関を紹介するといったくらいでしょう。

現代の日本では、何か困ったことがあった時、自分の生活を犠牲にしても、その人のために尽くすことは家族以外に期待できなくなっているのです。だから、日本では家族をもつことは、生活する上で、重要なことになっています。

現代日本社会は、そのような意味で、「近代家族」が純化しているといつてよいでしょう。少し、専門用語を使うと、人間が生きていくために不可欠な「生活保障」と「社会的承認」という二つの機能が、「家族」に委ねられている状態です。生活保障とは、自力で生活できなくなった時、その人が人並みの生活を持てることを保障することです。子どもや高齢期、病気や失業など生活できなくなった時に、自分のお金や時間を削ってまで、その人の生活を保つために努力することです。社会的承認とは、その人が「大切に必要なる存在」であると思ってくれる存在がいる

ことです。人間は社会的存在です。飢えなければ幸せということではありません。人間らしく生きるためには、「社会的承認」が必要なのです。

戦前までの日本では、「生活保障」と「社会的承認」という二つの機能は、地域社会のコミュニティや親族が担っていました。たとえ、家族がいなくても、いざとなれば、地域社会や親戚に生活の保障を頼むことが出来ましたが、現代では、家族が生活保障の役割を担い、更に、家族であれば自分が必要で大切にされる存在であることを確認するというシステムが構築されたのです。逆に言えば、家族以外で生活保障や社会的承認が得られる場がほとんどなくなつたことを意味します。

三 戦後家族モデルの形成と限界

日本では、戦後から高度成長期にかけて、先に述べた家族形態がモデルとして構築されました。そして、一九九〇年頃までは、ほとんどの人がこのモ

デルを作り、維持することが可能でした。

それは、戦後、工業化に伴って、サラリーマン社会が成立し、成人男性は、望めば正社員（公務員）として妻子を養うに十分な収入を得ることができたからです。また、農家などの自営業も、農地改革によつて自作農が増え、政府の保護もあり、経済的に安定していました。女性は彼らと結婚して夫（もしくは夫の家）に経済的に扶養されることを期待できました。つまり、「夫が主に働き妻が主に家事をし、豊かな生活を築く」家族をつくることができたのです。

今の七〇代の人は、男女とも九五%以上の人が結婚しました。家族がいない人は、例外的存在だったのです。ほとんどの人が、いざとなつた時に生活を保障してくれ、自分を必要で大切に思ってくれる家族と共に暮らすことができたのです。

しかし一九九〇年以降、このような家族を作らなくても作れない人、維持できない人が増えてきます。

それは、一九九〇年代の経済構造の転換が起き、若年者を中心に非正規雇用が増え、また、零細自営業が衰退したことが最大の原因です。つまり、一人の稼ぎで将来豊かな生活を築くことが可能な若年男性の数が激減したのです。

その結果起きたのが、未婚化と離婚の増大です。収入が不安定な男性は、結婚相手として選ばれにくい。なぜなら、戦後モデル家族が形成できないからです。三〇歳から三四歳の未婚率は、二〇一〇年の国勢調査で男性四五・六%、女性三四・五%となりました。また、一九九〇年以降、離婚も増大しています。(二〇一四年で結婚六四万九千組に対し、離婚二二万二千組と、ほぼ結婚したカップルの三分の一が離婚しています。)離婚にもいろいろな理由がありますが、近年増加しているとみられているのは、夫の収入が不安定で妻が見切りをつけたというケースです。つまり、戦後家族モデルが維持できないから、離婚するというケースです。また、児童虐待も、

二〇〇〇年以降急増していますが、これも、収入が不安定な中で子どもを育てている家庭が増えているのが大きな要因です。

このような事態は、戦後家族モデルが崩壊しているのではありません。今でも、半数を超える男性は、正社員(または正規公務員)として、安定な職に就いています。そして、彼らは結婚相手として選ばれやすく、その結果、戦後家族モデルを形成していきます。彼らの形成する家族のあり方は、一昔前とそんなに変わりません。

今までと同じような家族を形成できる若者と、できない若者に分裂している。家族形成格差と呼ぶべきものが、今、日本家族に起きていることなのです。そして、戦後家族モデルからこぼれてしまった人たちが、さまざまな形の家族を作っている。これが、多様化のようにみえてしまっているのです。

四 家族形成格差の将来

では、家族を形成できない人たちは、どのようなようになるのでしょうか。私は、その将来の姿が不安でないりません。

戦後家族モデルを形成できない人の大部分は、親と同居しています。私のいうパラサイトシングルです。特に収入が少なく結婚も独立もできないので、親と同居し続ける人が多いです。しかし、彼らも歳をとります。一九九〇年に二〇代だった彼らは、今、中年になっています。二〇一二年の時点で中年親同居未婚者（三五〜四四歳）の数は、三〇五万人、同年代の一六％に達しています。彼らは、見かけ上は、核家族に見えます。つまり、七〇代の親と四〇歳前後の未婚の子どもが同居しているわけです。更に、中年親同居未婚者には、不安定雇用者や失業者が多く含まれています。男性は不安定雇用者が結婚相手として選ばれにくく、女性は、そもそも不安定雇用が多いからです。また中年のひきこもりも増えています。今後、親が亡くなった時、彼らは、孤

立し、人並みの生活ができない状況に陥るのではないのでしょうか。

そして、いわゆる「できちゃった結婚」などで、子どもを生み育てる不安定就労の若者も今後増え続けています。自力で豊かな生活を築く見通しがないので、高齢の親に援助を求めたり、生活保護を受けたり、ぎりぎりの生活を強いられています。将来、豊かな生活を築く見込みがないことが、児童虐待や離婚、貧困母子家庭が増える温床になっています。では、対策はあるのでしょうか。若い人の経済状況を改善することは当然ですが、戦後家族モデルではない多様な「家族モデル」を可能にするような改革が求められています。「結婚後は男性が生活を支えるのは当然」という意識を変えていくことや、どのような家族であつても生活できる社会保障の整備が必要になってくるのです。

（中央大学教授）

日本人の「心の原点」は家族の中に



丸山 貴代

失われた和の心

『朝日新聞』で元日からスタートしたシリーズ企画「鏡の中の日本 戦後七十年」という記事が目にとまりました。一月三日付の新聞では、「和の心秘め 米に忠誠」というタイトルで、四十年前、米国ハワイ州で、戦後初の非白人知事となった日系二世のジョージ・アリヨシさん（八十八歳）のエピソードが紹介されています。読み進めながら、心に深くしみ込んでいくのを感じました。

アリヨシさんは終戦直後、米軍人として東京に駐留。その際、最初に言葉を交わしたのは、路上で靴

磨きをする七歳の少年でした。「国も家族も困っているから、手伝わないと」。飢えている様子の少年に、あるときアリヨシさんは米国の子どもが大好きなピーナッツバターとジャムのサンドイッチを手渡しました。しかし、少年は食べようとせず道具箱にしまい込んでしまいます。「おなかすいてないの？」と尋ねるアリヨシさんに、少年は答えました。「マリックに持つていく。三つの妹が腹をすかせて家で待つているんです。」その姿から、アリヨシさんは、「日本人の本当の心を学んだ」といいます。そして、当時を振り返りながら、自身のエピソードをこんな言葉で締めくくっています。「今の日本は、この精

神の多くを失ってしまったように思うのです」同じ時代を生きている、また、日本人の一人として厳しい現実を突きつけられているような気がしました。

良い学校に行くことが豊かな生活を保障し、幸せになれるのだと教えられ、テストの点だけで子供を評価する「知育偏重教育」を重視した結果、日本人は、「本当の心」、つまり人間にとって大切な心を育てることをないがしろにしてきたのではないでしょう。奈良・薬師寺の管長を務められた高田好胤先生が、「物で榮えて心で滅ぶ」という言葉を遺されましたが、まさに今、日本はそうした現実に直面しています。危機的状況に警鐘を鳴らすかのように、子供を取り巻く問題は後を絶ちません。子供にとって「心のすみか」「心身の抛りどころ」であるはずの「家族」、人間にとって最後の砦であるべき「家族」が、本来の姿を失っているように思います。

親の愛

人間は他の動物と違い、この世に生を享けたあと、人間社会の中で人間の手によって人間らしく育てられなければ、人間にはなりません。与えられた環境によって人格形成がなされていきます。なかでも子供にとって、第一の環境は家庭であり、子供と過ごす時間の長い母親の影響は絶大です。胎教から始まる教育は、母親からいかに愛され、優しく触れ合ってもらい、語りかけてもらったかが一番大切です。「あなたは宝物、生まれてくれてありがとう」と、命そのものを無条件に慈しんでもらい、母の命を与えられて育つた子供は、「自分には存在価値がある」という確固たる自信を持ちます。家庭の中で生まれていくそうした自尊心は、やがて成長したとき、一線を超えた行為を踏みとどまらせるブレーキになるのです。

ある小学校の講演会に行ったとき、一人のお母さんから質問を受けました。「私は小さいときから母親に虐待されて育ちました。ですから、自分の三人

の子供には私のようなつらい思いはさせたくないと精いっぱい愛情をかけてきたつもりです。なのに先日、中学二年生の娘の担任から『お子さんに愛情をかけてあげてください』と言われてしまいました。私はこれ以上、どうしたらいいのでしょうか。今にも泣き出しそうな顔でした。演壇に立っていた私は、どうしてあげたらいいのかわからず、演壇から降りてそのお母さんを抱きしめました。「お母さん、これならできますか？あたたかいですか？」と聞くと、「あたたかいです」と答えてくれました。約四百人の参加者から一斉に拍手が沸き起こり、彼女へのエールがいつまでも会場を包んでいました。

数ヶ月後、講演した小学校の隣にある幼稚園で講演させていただきました。すると、あのお母さんが一番前で、花束を持って座っていたのです。講演後、私のもとに駆け寄って花束を手渡ししてくださいました。お母さんは、こう伝えてくださいました。「先日はありがとうございました。あの後、娘が隣で寝たいとい

うので、一緒に寝ました。すると、娘が私の足に足をかまらせてきて、私も娘の足に自分の足をかませることができました。その後、担任の先生から、娘がとても落ち着いてきたと聞きました。それから下の子は、『お母さん、産んでくれてありがとう』と作文に書いてくれ、担任の先生がみんなの前で読み上げてくれたそうです。私が努力すれば、子供がこんなに素敵に育つんですね。お母さんの笑顔が今でも忘れられません。これこそが、子供を思う親心であり、子供の成長に欠くことのできない親の役割なのだとも思います。

夜の繁華街をさまよっている若者に、「家族が心配しているよ」と帰宅を促すと、みな、一様に「親は自分のことなんか心配していません」と言います。家の中に子供の居場所がないのです。親子間で心が通い合えないだけではなく、互いに無関心になり、さらには憎しみにより殺人や虐待にまで発展しています。そうしたニュースが日常茶飯事に起きている

現状をただ眺めているわけにはいきません。

互いの存在を認め、生かし合う

私たちは社会の荒波にもまれながら、ときに悩み、苦しみます。そんなときこそ支え合い、寄り添う場、それが家庭です。子供たちは、家族の温かさの中で、人間生活のあり方や人としての道理を学びます。人を尊重すること、人を傷つけてはならないこと、人と仲良くすること、ルールを守ること、感謝すること、反省したり、我慢すること……。家庭には、人とかかわりながら自分の能力を發揮し、社会に役立つ人材となるための学びがまわっています。親は子供が何かできたときには褒め、間違いは正してあげる。それ以上に子供が努力している姿を認めてあげることが重要です。

また、「子供は親の姿を見て育つ」といわれるように、子供は親の行動のみならず、心の持ち方まで真似します。だからこそ親自身が、自ら努力してい

る姿を子供に見せていくことが何よりも大切なことではないでしょうか。

核家族化が進み、家族の形が変わっても、一人ひとりが互いに必要とされる存在であることを感じられる。それが理想です。私の友人の家族の話を紹介しましょう。

小学五年生のタケシくんは、家庭科の授業で家族の仕事調べをしました。「掃除」「洗濯」「食事の支度」など、たくさんの項目をあげ、表を作り、家族の中で誰がどのような仕事を担っているか、お母さんと一緒に確認しながら○をつけていきました。タケシくんの家族は、両親と祖父母、上にお兄ちゃん、三人いる八人家族です。洗濯はお母さんとおばあちゃんとお父さん、洗濯物をたたむのはおじいちゃん。食事の支度はお母さんとお父さんに○がつかまりました。一番上のお兄ちゃんはチャージャーを作るのが得意で、二番目のお兄ちゃんは機械の修理や弟と遊ぶのが上手。そんななか、タケシくんのすぐ上のお

兄ちゃんとかイジくんにだけ○がつきません。タケシくんはお母さんに言いました。「ねえ、お母さん、『笑い』って仕事はどう？」そうね、『笑い』は家庭を明るくするものね」家族みんなに○がつきました。

人は誰でも必要とされることを望んでいます。その思いを汲んで、存在価値を見つけ出し、すべての家族に○をつけたタケシくんとお母さんの姿に感動を覚えました。性格、能力、体力、年齢、同じ家族でもみんな違います。でも、かけがえのない命を生きていることには変わりはありません。人間はもともと思いやりの心の種を宿して生まれてきます。しかし、この種が芽を出し、枝葉をつけ、実を成らせるには、そこに「思いやりの心」をかけていく必要があります。特に子供がづらい思いをしているとき、親は子供の思いを聴き抜き、「あなたなら、きつと大丈夫」「あなたの味方だよ」と心から伝えることが大切です。

私自身のこと

子供の成長に伴い、家族の形もさまざまに変化していきます。私自身にも大きな変化が訪れました。

二人の子供たちはすでに家庭を持つて、独立しています。そんななか、昨年十一月に一緒に暮らしていた九十八歳の実母を高齢者施設に入所させました。夫とともに七年間にわたって在宅介護を続けてきた末の決断でしたが、母の入所が決まってからも、私自身、とても苦しかったのです。へまだ自宅で介護ができるのではないかと一緒に暮らすのが親子なのではないかと。しかし、レビー小体型認知症と診断された母は、幻覚や幻聴の症状で三日三晩、寝ない日もあり互いに疲れ切っていたのも事実でした。

あるとき、施設に面会に行くと、母が寂しそうに言いました。『お母さん、お母さん』（母は私をそう呼んでいました）『お母さん、お母さん』（母は私をそう呼んでいました）『お母さん、お母さん』（母は私をそう呼んでいました）』。母のゆがんだ表情を見て、私の心は痛み、「ごめんね、寂しかったね」と言いながら、母の頬に自分の頬をつけました。やわらかく温かい母の頬の感

触がいつまでも残っていました。へ母は家族のために、自分の気持ちを治めて頑張ってくれている。そう思うと、愛おしさが一層増し、深い感謝の念がわいてきました。離れていても、母の存在はまさに私の「心のふるさと」です。

家族の形態は変化しても、その思いは変わりません。近い存在であるがゆえの心の行き違いやケンカ、失敗や間違いはあります。でも、決して互いを見捨てることのできない関係であり、共に乗り越えていくことのできる基盤が、家族、家庭にはあるのです。冒頭に紹介したジョージ・アリヨシさんが出会った少年のように、自分以外の「誰か」を思う気持ち、私たち日本人が大切にしてきた「思いやりの心」を取り戻すときです。今、家族がどんな状況であつても、どのような形であつても、温かい心で、よりよいふれあいをしていきましょう。まず私から。

(前東京家庭教育研究所所長)

「弘道」 読者モニターの創設について

本会の会誌「弘道」は、従来から特集テーマを設定し、当該テーマに関して造詣の深い研究者等の論説を中心に編纂しておりますが、反面、誌面構成に親近感が欠けるきらいがあるところのご指摘もいただいております。

このため、新年度から新たな試みとして、各支会の会員の中から「弘道」読者モニターを選出していただき、特集テーマやその他の記事に関するご意見、ご感想等を自由に寄稿していただくこととしました。

五〇六月号より【モニター便り】のコーナーを設け、随時掲載する予定でありますのでご期待ください。
※読者モニターの氏名一覧(敬称略)―平成二十七年

三月現在―

・中筋弘充(島根支会)、北野浩之(野田支会)、小川弘子(佐倉支会)、堀田正典(佐倉支会)、綿貫登美子(佐倉支会)、小倉正敬(平川支会)、三橋洋子(八千代支会)、來栖亮吉(銚子支会)、吉丸蓉子(岩手支会)

(公社) 日本弘道会「弘道」編集部

「家族からの自立」を 強調する家庭科教科書



高橋 史朗

四県一市で制定された「家庭教育支援条例」

ところで、熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県に続き、石川県加賀市で「家庭教育支援条例」が制定された。いずれの条例も「親としての学び」と「親になるための学び」の推進を盛り込んでいる。

このような条例が次々に制定されている背景には、少子化、未婚化に対する危機感がある。政府は人口減少の克服を目指す地方創生の「長期ビジョン」で、「結婚や出産に関する国民の希望が実現すると、出生率一・八程度に改善できる」と強調し、「少子化社会対策大綱」の策定に向けて検討を進めている。

山極寿一著『「サル化」する人間社会』によれば、人間の家族は、これまで家族の論理（ゴリラ型）と集団の論理（サル型）の絶妙なバランスのもとで営まれてきたが、近年、自己を最優先にすることで子育てに犠牲を伴うことのバランスが崩れ、虐待が急増している。今日の家族問題の多くは、利便性、快適性、効率性を追求する「マクドナルド化」する現代社会が志向する経済優先、自己優先の価値観とこれとは矛盾する犠牲を伴う子育ての価値観が衝突し前者の風潮が過剰になったために生じたものである。虐待はその象徴的現象といえる。

同検討会のヒアリングで国立生育医療研究センターの齊藤英和氏は、「妊娠適齢期を意識してライフプランニング」に関連して、結婚時期を早めるための教育の必要性を説いた。

妊孕（よう）の医学的観点から、女性の結婚年齢が三〇代前半では生涯不妊率は一五%、三〇代後半では三〇%に倍増する。出産の高齢化に伴い、妊娠中や分娩時のリスクが増大し、知的障害児の数もこの二〇年余で二倍以上に急増しているという。

平成二四年七月二五日の参議院「社会保障と税の一体改革特別委員会」でも「出産適齢期」について、山谷えり子議員が（厚生労働省によれば）三五歳を過ぎると自然流産率が二〇%、四〇歳を過ぎると支援流産率は四〇%になり、非常にリスクが高くなり、二五歳から四〇歳までの調査によれば、子供を産まない理由の四九%が「妊娠しないから」で、「経済的負担がかかる」は二六%だったと指摘。

小宮山厚労相も「委員がおっしゃること、大変重

要だと思っています。特に最近言われている、卵子が老化するとか精子の力が落ちていくとかいうことが余り知られていなかった・・・六組に一人が不妊ということなので、マル高（高齢出産）とかいうのをなくして適齢期はないような形が広がったというのは誤ったことだった」と答弁している。

結婚時期を早めるためには、結婚、妊娠、出産、子育てに対する前向きなイメージが持てる教育が重要である。ところが、実際にはお産は「大変で苦しい」、子育ては「自分の自由時間がなくなり、キャリアに影響する」などマイナスイメージが教科書やメディアで喧伝されている。

少子化の根因は未婚化にあるが、明治大学の加藤彰彦教授の全国家庭調査データの分析によれば、「家族の絆」が強くなるほど、結婚率も出生率も高くなることが判明している。

同教授によれば、高度経済成長期に広まった近代核家族（見合い結婚から恋愛結婚へ、三世大家族か

ら夫婦家族へ）の個人主義イデオロギーがバブル経済崩壊後の一九九〇年代に、より過激な自由選択・決定・責任のイデオロギーとして喧伝され、「共同的システムを否定」したことが、「未婚化」を一気に推進した主因であるという。

家庭科教科書では、結婚、出産、家族は個人が選択するライフスタイルであることが強調され、結婚して子供を持つことも「性的役割分業にもとづいた考え」であるとして、家族の多様化、個人化が強調され、指導書では、「できちゃった婚が主流」であり、「事実婚を選択する理由」が詳しく解説されている。家族の個人化は家族と結婚制度を解体し、離婚と事実婚の増加をもたらしたが、家庭科教育がそれを推進してきた点を見落としてはならない。

未婚化を推進する家庭科教科書

この個人を優先するイデオロギーが戦後の教育界全体に広がった結果、人生のすべての問題は自己選

択・自己決定されるべきであるという風潮が広がり、国立弘前大学の入試問題に「人の命をなぜ殺してはいけないのか」という小論文問題が出題され、さらに「なぜ自殺してはいけないのか」「なぜ性を売ってはいけないのか」「なぜセックスをしてはいけないのか」「なぜ中絶してはいけないのか」と問いかけられても、親も教師も答える言葉を失ってしまつたのである。

安倍晋三首相は『美しい国へ』（文春新書）において、次のように指摘されている。「近年ジェンダーフリーという概念が登場した。生物学的性差や文化的背景をすべて否定するラディカルな考えを包含する和製英語だ。・・・ジェンダーフリー的な考え方は、教育現場に広く普及している。家庭科の教科書などは、『典型的な家族のモデル』を示さず、『家族には多様なカタチがあつていい』と説明する。∴以前私は、自民党の『過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム』の座長をつとめて

いたが、・・高校で使われていた家庭科の教科書に、『祖母は孫を家族と考えていても、孫は祖母を家族と考えない場合もあるだろう』、そして『犬や猫のペットを大切な家族の一員と考える人もある』といった記述があった。同性、離婚家庭、再婚家庭、シングルマザー、同性愛のカップル、そして犬と暮らす人・・どれも家族だ、と教科書は教える。・・子どもたちにしつかりと家族のモデルを示すのは、教育の使命ではないだろうか。」

しかし、高校家庭科教科書の記述はますますひどくなっている。例えば、実教出版の高校『家庭基礎21』（二七年度用教科書見本）には、「多様な生き方・パートナーシップの保障」という大見出しで、「結婚しなくともよい、子どもを持たなくともよい、結婚後も互いに自立して平等に生活したい」と思う人は増えている。しかし、『結婚して子どもを持ち：』という性別役割分業に基づいた考えや社会制度も依然として残っている。・・従来の家族イメージと

はまったく異なる性的マイノリティと呼ばれる同性愛者やインターセックス、性同一性障害者の存在とその人権にも光が当てられるようになった」と書かれている。

そして、「個々人の自己決定権の保障」との小見出しで、結婚・生殖を自由に選択し、「望む家庭生活の権利の保障」が求められ、産む産まないを決める「自己決定権」は「世界的な潮流」として、「性的自立」の重要性を強調し、「性的プライバシーの権利」「性的平等の権利」「性の喜びの権利」「自由な性的関係をつくる権利」「生殖の選択の権利」などを含む『性の権利宣言』を大々的に掲載している（一〇・一一頁）。

「性的プライバシーの権利」とは「親密さに関する個々人の意思決定や行動を保障するもの」で、「性的平等の権利」とは「ジェンダー、性的指向、年齢：にかかわらず、いかなる差別からも解放されること」である。「性の喜びの権利」には「自体愛」も含ま

れる。また、「自由な性的関係をつくる権利」には「結婚するかしないか、離婚」などが含まれており、「生殖の選択の権利」には「子どもを持つか持たないか」などが含まれている。

同授業ガイド第一巻によれば、「ジェンダーの観点から性的自立について考えさせる」として、「男らしさ、女らしさと性別役割分業」に注目させ、次のように述べている。

「性別役割分業については『(女性の出産・授乳など)生物学的な性差↓性別役割分業↓女性差別』という連続性を意識しておきたい。・男女平等にとつて(生物学的性差を根拠とする)性的役割分業は望ましくなく、変えていくべきものと位置づけられる」(二六頁)。

さらに、「性的自立」の授業展開例として、「男女関係における性的平等」について河野美代子『さらば悲しみの性』を引用し、「妊娠が、女性にしか起こらない以上、男性は女性のからだを、女性は自分

のからだを大切にすることが男女平等である」と述べている。

この「性的自立」とは、「男らしさ、女らしさ」という性別役割分担意識を払拭して、結婚、出産、子育てなども自由選択、自己決定権があることを強調してきた急進的性教育(修者の中に「人間と性」教育研究協議会幹事の村瀬幸浩氏が含まれている)の特殊なイデオロギーに基づくものである。

その思想的淵源は、「家族制度が諸悪の根源」「家族は一人の男に対する奴隷の総体」「性革命は青年の性行為を積極的に奨励するものでなければならぬ」などと説いたエンゲルスやライヒ(フロイトの弟子で共産主義者)にある(拙著『間違いだらけの急進的性教育』黎明書房、参照)。

家族に関する法律

この「家族からの自立」イデオロギーが、「家族の個人化」を強調する家庭科教科書によって喧伝さ

れ、「親になる」準備教育を担うべき家庭科教科書が、逆に少子化の根因である未婚化を推進する役割を果たしてきたのである。

アメリカの文明評論家アルビン・トフラーは『第三の波』（一九八〇年）において、「人類の未来に新たな危機が来るとすれば、それは人々が家庭本来の尊厳を見失い、その結果として家庭が崩壊してしまう時だ」と警告を発し、さらに、「これまで家庭は、外で闘い、傷ついた心を癒すショックの緩衝地帯としての役割を果たしてきた。しかし、やがて家庭こそショックの震源地となるであろう」と予言した。

この予言は的中し、日本は今、家庭崩壊の危機に直面している。その背景には、家族や共同体よりも個人を優先し、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」し、「家族」に関する法律は、「個人の尊厳と両性の本質的な平等」に基かなければならないと定めた憲法第二四条の規定がある。

しかし、日本国憲法には、諸外国の憲法や世界人権宣言、国際人権規約などの一般規定である「家族尊重条項」が存在しない。帝国議会では家族尊重条項の制定を求める提案が繰り返し行われ、牧野英一は貴族院憲法改正特別委員会で「国は家族生活の健全な保持を保障し且つ保護する家庭生活は伝統及び慣習と条理及び温情とに依つて敬愛と協力との精神に従い、これを保持することを要する」と提案したが、成立しなかった。岸信介首相も憲法調査会で、「日本の伝統や習慣、国情にふさわしい『家』のあり方というものが、どうしても必要と思われる。その『家』の精神に基づいて国家が形成され、国際的に進出する基となる」指摘した。

平成一七年の読売新聞憲法試案では、第二七条で「家族は、社会の基礎として保護されなければならない」と定め、同一九年の超党派議員による新憲法大綱案では、「わが国古来の美風としての家族の価値は、これを国家による保護・支援の対象とすべき

ことを明記する」と規定した。また、自民党の憲法改正草案では「家庭は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ」と定めている。

最後に、筆者は政府の男女共同参画会議の第四次男女共同参画基本計画の起草委員をしており、クオータ制の導入についてはノルウェーの実情を踏まえて慎重に検討すべきであると問題提起させていたのだが、「女性の活躍推進」にあたっては、法律や政令という形のルール・目標の強制や、専業主婦への配偶者控除の廃止など家庭内労働の価値の否定はしないで、バランスの取れた対応を求めたい。また「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関連する「女性の健康の包括的支援法」の制定にあたっては、胎児の生命権とのバランスを図る必要がある。夫婦同姓などを求める民法規定が女性に差別的で憲法に反するとした訴訟で最高裁が大法廷で審理を始めたが、最高裁の判断に注目したい。(明星大学教授)

○法律と道徳との別を論ず(会祖「或問十五條」より)

凡何れの国にても其初めは人民野蠻の境界に在らざるはなし、此野蠻の境界に在る時既に有る者は道徳なり、唯道徳の名なきのみ、何故に道徳ありたることを知りたるとならば、人類たる者には必良心又道心と云ふ物あればなり、今日人類に皆此良心あるなれば古の人類にも亦良心ありしに相違なし、若し此の良心なき時は父子も相親むこと能はず、一家も相和合すること能はず、上古の時は此良心を以て己を修め人を治め、以て人間の交際を為し居たりしに、其中に凶悪の人ありて社会の害を為したるに由り、己むことを得ず、自己の良心と社会の習慣(習慣も其初は良心に出づ)とに抛りて、法律を作り、以て悪人を罰して社会の安全を保護したり、是則最初の法律なり、余が前に道徳は本なり先なり、法律は末なり後なりと言ひしは此事なり、

家族してますか



木村 治美

ふつうには、家族なんてまったく意識しないで生きています。母親が朝御飯の支度をし、時計を横目で

見ながら「早くしなさい」とせかす。おかずは昨夜の残りものであることが多いが、文句をいう者はいない。卵かけ御飯であれば、たいていきょうだいで半分ずつである。白味噌ばかりがドロツと大量に兄ちゃんのお茶碗に入っちゃった。黄味がたくさん残っているから、あとのほうがいいじゃないか、などなど、騒がしく応酬し、自己主張も毎度忘れず、なんとなく収まって、集団登校の時間にまにあう。

卵くらい、ひとり一箇つければよいものを、戦前、戦中、そして戦後しばらくは、どこの家でも、こん

なつつましい暮らしぶりであったと思う。

校庭に整列して朝礼がある。このとき「ハンカチ検査」がよくあった。私はしょっちゅう忘れた。兄は六年生の列から三年生の私が泣きそうなのを見てとると、自分のポケットからクシヤクシヤにまるまったハンカチを渡しにくる。

「兄ちゃんはどうするの？」

兄ちゃんは駆け足で家まで往復して持つてきたり、ズボンのポケットの白い裏地を引っぱりだして、先生の目をごまかしたり、私の代わりに叱られたりしてくるのだった。

こんな兄には、一度も恩返しすることもなかった。

中学一年で早々と結核で死んでしまったからだ。私は四年生だったが、もう少しものがわかつていけばよかつたと残念である。霊柩車に「兄ちゃん、さようならア」と泣きながら声を掛けて見送った。兄ちゃんが生きていれば、私の人生はどんなによかつたらうと悔やむことは、その後何年も何十年も続くのであつた。

私が生まれたとき、家族は四人であつた。

兄を失つて三人になつた。

父が出征して、母と二人になつた。

戦後、しばらく父母と私の三大家族だつた。

父が亡くなり、母子家庭となつた。私がアルバイトして母との生活を支えたこともある。

私が結婚して、母と夫と私と三人で暮らす。

子供が二人生まれ、五人家族になつた。我が家の家族数が最高だつたときだ。小さい子供を混じえて、三世代で暮らすのは、賑やかで、猛烈にたのしかつ

たが、私たち夫婦は共働きで、それぞれの自己実現に、ものすごく多忙な時期でもあつた。

そういう環境の中で、ともすれば忙しさの中で、月日を過ごすことだけに終わりそうだったとき、家族のイベントには心を尽くした。

「真夜中のティ・タイム」からは、原稿書きや受験勉強中も、だれも抜けられない。なに、紅茶を飲むために、全員集合するというだけのことなのだけれど、どんな状況にあつても、意図的に家族全員がテーブルに顔を揃える習慣は、いま思い返しても、大したことであつた。全員の参加意識があつたからこそ、続いたのだと、いまはほこらしく思う。

そのころ、マスコミでも、家族のありかたが問題になつていた。私は臨時教育審議会の委員として、「家族・学校・地域の連携」の諸問題に提言し、答申する立場にあつた。そのとき、「家族する」という耳聞けない言葉を発明したのは、さてどなただったか。私だつたかもしれない。

いままで家族というのは、自然現象的な存在であった。結婚して一家を構えれば、日常生活に協力しあう集団として、家族の意義など難しく考えなくても、自ずから、役割分担があり、助けあつてこそ、一日を生きのびられたのであつた。

現代は、家事を助けてくれる電子レンジや洗濯機などの文明の利器はもとより、ここ数年は、別な要素の便利さも加わり、家庭生活に浸入してきた。いわゆるコンビニである。老いも若きも、コンビニに頼つて、ひとりでも、結構らくに生きていける時代である。

家計に及ぼすコンビニ経済学は、よくわからない。残る問題は、コンビニが家族になんらかの影響を及ぼすかどうかである。

私たち古い世代の人間には、「手間ひまの価値」というものがあつた。ひとの手間のかかつたものほど価値があると感ぜられるのだ。

たとえばベルシャのじゅうたんなど、二度と再生

することはあるまいと、すさまじく破壊された中東のあたりをテレビで見ながら、悲嘆に暮れるのである。極端な話ともあれ、お母さんが煮た肉ジャガと、スーパールの肉ジャガと、うまさとはかく、誰がつくつたのか、お母さんが台所で煮たものと、目には見えない部分で、子供に及ぼすちがひがあるのかどうか。子供の心にその差違を感じとる感性があるかどうか。それを問いたい。

家族で食卓を囲めばいいじゃん。そこが焼肉店であろうと、自分の家であろうと。時代は変わったのよ。母親の手づくりなんて特別な意味はないわ。家族が揃っているのだから。

せめてこのあたりで家族が踏みとどまってくれることを、昔の人間として願っている。

(本会理事・共立女子大学名誉教授)

(資料解説)

イギリスの二〇一四年子供・家庭法

篠原 康 正

二〇一四年三月一三日、すべての子供に十分な成長の機会を等しく与えることを目指す「子供・家庭法」(Children and Families Act)が女王の裁可を得て成立した〔注一〕。同法の目玉は、家庭の環境や障害などのために弱い立場にある子供たちに対する支援を改善、充実させることである。具体的には、特別の教育ニーズを持つ子供の支援、公的保護子女〔注二〕の教育支援、保育サービス、育児休暇、養子縁組支援や家族司法制度の改善などからなり、子供の教育・福祉を中心とする子育て環境の整備を図ろうとするものである。

子供・家庭法は、二〇一三年二月に下院から審議が始まり、同年六月に上院に送られ、二〇一四年三月一三日に女王の裁可を得た。同法は、全一〇部一四〇条及び付則からなり、以下のような構成になっている。

第一部 養子縁組の支援・促進

第二部 家族司法

第三部 特別の教育ニーズ又は障害を持つ子供と若者

- 第四部 子供のケア、チャイルドマインダー支援業者
- 第五部 子供の福祉
- 第六部 子供コミッションナー
- 第七部 育児休業及び給与の権利
- 第八部 休暇―妊婦管理
- 第九部 フレックスタイム勤務の権利
- 第一〇部 その他
- 付 則

同法の内容は多岐にわたり、その所管も教育省 (DfE)、法務省、ビジネス革新技能省 (BIS)、そして労働年金省に及んでいる。同法を通じて新たに実施される施策としては以下のようなものが含まれ、それらの実施に必要な事項が規定されている。

○「教育・健康・ケアプラン」と「家族支援金」の導入(第三部)

特別の教育ニーズを持つ子どもについて、そのニーズの内容と支援、期待される成果を記した「教育・健康・ケア

プラン」を導入する。プランは、従来の認定評価の対象が一九歳までであったのに対して、最長二五歳まで延長し、支援の充実を図る。また、「教育・健康・ケアプラン」とセツトで「家族支援金」を設け、当該児のための支援金を直接家族又は本人が得ることができるようになる。さらに、特別の教育ニーズを持つ子供の支援について、学校をはじめとする関係各機関が、地方自治体と十分に連携協力を行うよう定める。

○「バーチャルスクール」の設置義務化（第五節）

多くの地方自治体は「バーチャルスクール」として、異なる学校に通っている公的保護子女を、同時にモニタリング（監視・追跡）する担当者置いており、通称「バーチャルスクール校長」と呼ばれる。教育向上の観点から、こうした公的保護子女をモニタリングする担当者の設置を、すべての地方に義務付ける。公的保護を受ける未成年は、実際の学校に学籍を置きながらバーチャルスクールにも籍を置き、「バーチャルスクール校長」は、こうした生徒のモニタリングを行うつつ、進学や転校を含む日々の教育について助言や支援を行う。

○チャイルドマインダー支援業者の設置（第四節）

子供の安全を保障し、質の高い保育と就学前教育をより豊富に提供する観点から、自宅において保育を行うチャイルドマインダー〔注三〕について、「チャイルドマインダー

支援業者」制度を設ける。支援業者は、チャイルドマインダーの研修やビジネスを支援したり、親のニーズに合った保育サービスを用意したりする。

○五〜七歳の三年間の学校給食無償化（第五節）

初等学校入学直前の幼児を受け入れるレセプション・クラスから第二学年までについて、無償の学校給食を提供する。現在は、親の所得などにより無償給食が提供されていない。

○子供コミッションナーの役割強化（第六節）

子供コミッションナーは、子供の利益や声を社会に反映する役割を担う政府の独立官（担当大臣により任命）で、二〇〇四年子供法により設けられたものである。今回、コミッションナーの基本職務を子供の権利を守り促進することと改正し、視察の権限を強め、その役割をより実効性のあるものにする。また、同コミッションナーは国連の「子供の権利条約」の実施状況を監視する。従来通り担当大臣への助言を行うが、新たに議会に対する責任を明記することによって、政府から、より独立した立場であることが強調されている。

○出産育児休暇の柔軟化（第七節）

新生児子育て支援として、出生前の妊婦の検査休暇を夫婦に認めるほか、法律で定められている出産育児休暇（最長五二週〔注四〕）について、妻と夫が従来よりも柔軟に

取得できるようにする。例えば、最初の数か月を妻が取得し、残りを夫が取得する、また妻が育児休暇の途中で一定期間、職場復帰し、その間に夫が育児に当たると、あるいは二人揃って半年間育児に専念するなどの使い方が想定されている。これは、すべての被雇用者が、柔軟な労働形態を取れるように権利を拡大することを目指したものである。

このほか同法では、離婚などにより子供が危険な状態にあると判断された場合、子供の保護に関する裁判所 (family court) の決定を二六週間以内とする (二〇一一年の政府報告書によれば、現状、六〇週以上要している) など、養子縁組支援の強化(第一部)や家族司法制度の改善(第二部)の観点から、対応の迅速化を図ることを盛り込んでいる。

以上のように「子供・家族法」は、保育や弱い立場に置かれている子供への支援と子育て支援を、主な柱としている。なお、教育省が、若者向けに同法の解説パンフレットを公表している点、注目すべきであろう。

注一 法律の原文は、
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/6/contents/enacted> で閲覧可。

(二〇一五年三月二三日現在)

注二 公的保护子女 (looked-after children) とは、何らかの理由で地方自治体が保護する未成年者であり、イ

ングランド全体で約六万五、〇〇〇人(二〇一〇年)いる。
(The poverty Site' <http://poverty.org.uk/29/index-shm172> 二〇一四年四月二二日参照)。

注三 チャイルドメイナダー (registered childminder) とは、一日二時間以上自宅で八歳以下の子供の面倒をみる保育者で、その事業は教育水準局 (OFSTED) による監査の対象となっている。

注四 法律で定められている出産育児休暇 (statutory maternity leave) は五二週間。三九週までは法律で有給と定められ、最初の六週間は週給の九割までが、残り三三週は、引き続き平均週給の九割、又は週一三八、一八ポンド(どちらか低い方が認められている) (Statutory Maternity Pay and Leave: employer guide' <https://www.gov.uk/employers-maternity-pay-leave/entitlement> 二〇一五年三月二三日参照)。

注五 DEF The young person's guide to the Children and Families Act 2014
<https://www.gov.uk/government/publications/young-peoplens-guide-to-the-children-and-families-act-2014>
(二〇一五年三月二三日参照)

(文部科学省生涯学習政策局参事官付外国調査官)

道徳の教科化に係る省令案等への意見

公益社団法人日本弘道会

【文部科学省では、平成二十六年十月二十一日の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえ、学校教育法施行規則の一部改正及び小・中学校等学習指導要領の一部改正を予定しておりますが、これに関して学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等についてのパブリックコメントが実施（平成二十七年二月四日）されました。これに対して本会として同年三月四日付けで以下のとおり意見を提出しました。】

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

① 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について

このたびの学校教育法施行規則改正により、道徳が教科になり、新学習指導要領が作成され、これに対応して新たに検定教科書が整備されることになった。これは本会が長年にわたり主張してきたところであり、道徳教育の改革と進展が期待できると考える。

・「教科」についてはその定義や要件を定めた法令上の規定がなく、その中で「各教科」と「特別の教科」が別に規定されているため、「特別の教科である道徳」の「教科」としての位置づけが明瞭に認識されず、一部には従来「道徳の時間」と変わらぬかのような安易な受け止め方がなされる懸念が生じるおそれがある。教科化の意義が正しく認識され、その重要性が全ての関係者に共有され、教科化の実が上がるよう表記を工夫すべきである。

○小学校・中学校学習指導要領案【第3章 特別の教科 道徳】

⑥ 第2内容 B主として人との関わりに関することについて

・助け合いや思いやりの精神は、先年の東日本大震災における人々の絆に見るように、本来、日本人が持つ高い徳性の一つであり、我が国土の位置等から今後とも起こりうる自然災害等を合わせ考えれば、いっそう大切に保持されるべき資質である。豊富な教材や教員自身の教育実践によって、先人が伝えたこの精神の大切さを生徒たちに説き続け、引き継がれるようにしたい。

○小学校・中学校学習指導要領案【第3章 特別の教科 道徳】

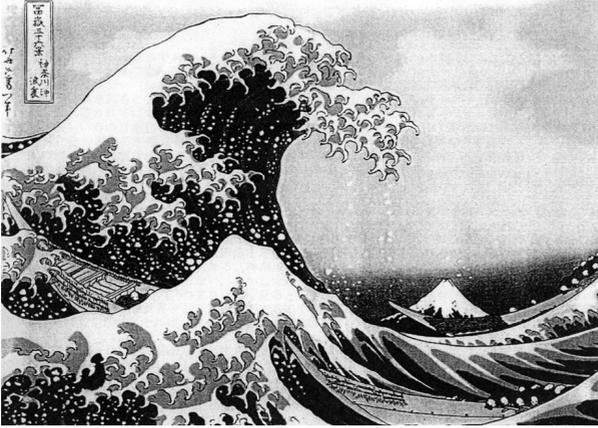
⑦ 第2内容 C主として集団や社会との関わりに関することについて

・集団や社会との関わりにおいて、「公德心」は国家、社会の一員としての自覚を持つうえで欠かせない徳目である。また、現に公德心の向上をテーマとした活動は、学校と地域社会との連携により活発に行われているところでもある。しかしながら今回案では、小学校編において現行の「道徳の時間」では見られたこの言葉が一切見られなくなっている。中学校編でも見出しかつこで表記されているのみであるので、「公德心」を、従前同様に積極的に表記すべきと考える。

・家族に関わることでは、親への敬愛等の個人的な徳目を中心に示されているが、生徒たちが、将来家庭を作り、家族が世代から世代へと形成・引き継がれていくためにも家族そのものの意義や大切さを理解させる表記を追加すべきである。

「日本道徳」再考 (八)

―「神道＝自然道」に従う道徳観―



田中英道

一 北斎『神奈川沖波裏』の道徳観とは何か

世界で最も知られている絵画は、ダ・ヴィンチの『モナ・リザ』と、北斎の『神奈川沖波裏』だと言われる。日本美術の展覧会というと、北斎展が、パリやニューヨーク、ミラノで何度も開かれ、西洋の大画家に劣らない多くの観衆を呼んでいる。その代表作が『富嶽三十六景』で、特にこの図であることは、誰しも認めるところであろう。

世界中で、この図により日本の美術の質の高さ、面白さを知ったと言う人々が多い。大きな波と、小さな富士の中景を抜いた遠近法は、奇抜で動的であり、日本人の感受性、創造性の鋭さ、豊かさを表現

していると驚く。しかし、これが、そうした美術上での特色だけではなく、まさに日本の思想まで、端的に表していることを見逃しているようである。そしてこの「日本道徳」再考というエッセイにも、この図が大変関係していると考えられるのである。

私は「フォルモロジー（形象学）」という学問方法を提唱している。本来の意味は、歴史を見ると、文字よりも形象で表現されることが多いのだ、という認識から出発し、その形象を分析することにより、忘れられていた意味、隠されていた思考を発見出来るのだ、というものである（拙著『フォルモロジー研究』美術出版社、『美しい形の日本』ビジネス社刊）。日本のように、文字を使いだした以前に、古墳文化や縄文、弥生文化は、その形象しか残されていない歴史があった。文字記録だけが証拠だとすると、これらの時代が、意味のない時代としか理解されない。文字記録として『魏志倭人伝』が残っていない、と考えると、この怪しげな記録にとらわれて、何も日本の歴史を捉えられなくなる。場所が関西か、九

州かで、まだ決着がついてないのである。早く、文字信仰を絶たなければならない。

その方法をこの有名な図に応用してみよう。

私はいつも、この有名な絵を見て、日本の思想も道徳も、みなこの一点に集約されているな、と感じている。なぜ風景画のこの図に、と言われるだろう。まず、ここには三艘の舟が、小さく描かれ、そこに人間が描かれているからである。微に入り細に入り、研究されているこの図であるが、一体のこの三艘の舟が、一体何の舟かわからないのである。鮮魚を急送する「押送り舟」といわれるが、あるはずの帆がない。或いは沖に流された渡し舟のようでもある。神奈川沖となると、東京湾の内だから、台風や嵐でなければ、こんな大波が立つかどうか、わからない。しかし大波が襲っているにも関わらず、富士を見て、空を見ても、悪天候のようにも見えない。つまり、よく見ると、何も現実的なところはないのだ。この不可思議な北斎の絵画は、あくまで形象世界として自立しているのである。これは北斎の描いた幻想画

であり思想画であると見なければならぬ。それは「フォルモロジ」で読み解く対象であるのだ。

細長い舟の船側には、船乗りの八人のそろった白い頭が並んでいる。彼らはまるで大波に平身低頭しているかに見える。つまり自然の猛威にひたすら伏せているようなのだ。舟は遭難寸前のように見えるが、しかし浸水している様子は全くない。しかもはるか向こうに富士山が見えている。晴れ渡っているのだ。この富士が彼らを見守っていることになる。するとこの絵は、これら舟の人々が自然そのものにひれ伏していると同時に、自然の一部として、守られている姿だと理解することが出来る。北斎の絵画は、このような日本人の、自然と人間の関係を絵にした思想画と考えられるのである。

西洋人の多くは、この大波と舟三艘に、自然の恐ろしさに対抗する人間達、という二元主義を見るであろう。富士山であっても、彼らは、人間と対立した自然のシンボルと見る。中には、最近の東北を襲った津波を、この図に見て、北斎は恐ろしい津波を描

いたのだ、と思う人もいる。過酷な自然の攻撃に人間が耐えているのだ、と。晴れたときに、魚を取る漁民が、ここでは荒波に戦っている。自然は常に人間と対立すると考える彼らには、自然にひれ伏し、また守られている、という考えはない。

この船乗りたちは、大波に翻弄されて、じたばたしているわけではない。波の飛沫をことさら避けているわけでもない。ただひたすら大波に富士山に、頭を下げているのである。それは、私たち日本人が、絶対的な存在に、頭を下げていることと同じである。人と大自然との関係としての動作なのだ。まさに自然信仰の「きわみ」と言つてよいだろう。

戦後、西洋から、人間関係の平等を教えられ、目上の人に対して頭を下げることを、厭うような精神を植え付けられた。握手する関係が正常なのだ、と。頭を下げる礼法は、日本の封建的人間関係のそれだ、と。しかし、深く頭を下げる人間関係の礼儀作法のもととは、大自然との関係にあったことを、この図が悟らせるのである。日本人の道徳観は、人間と自然

の関係から、もたらされたのだ、ということを示しているのだ。

明治以降、日本人は西洋の文化を受け入れ、福沢諭吉のいうように「脱亜入欧」を心がけて来た。礼儀の理想も、握手することと教えられた。それが、相手と対等な関係にある礼法である、と。「自由、平等、博愛」の精神を、礼儀に取り入れると握手になり、それを身に着けることが、文明化したことになる、と。しかし、日本では誰もそれに従っていない。

日本人は、西洋人に出会ったときは、それを行なっているが、頭もついでに下げていたりする。日本人同士は、それを何かきざなことと感じている。つまり握手をすることに、未だに従っていないのだ。多くの日本人同士は、まだ腰を屈め、頭を下げる礼儀を繰り返している。お辞儀は、日本人に根づいた慣習で、簡単に変えられないのである。西洋人には、ぺこぺこして卑屈にみえる作法を未だに続けていることになる。

実を云えば、握手をすることは、自分が武器を持つ

ていないことを相手に示すことで、それで信頼関係に立つということに過ぎない。そして頭を下げることは、相手に無防備の状態におくから、いけないと言うのは、「争いの社会」の発想だということを、日本人は、体で気づいていたのである。いかに西洋や外国が、挨拶一つとつても、信頼のない、対立の世界であることを、日本人は感じとつて、それを未だに真似をしないということだ。

東北大震災の中で、圧倒的な地震と津波に対して、日本人が恐怖よりも畏怖の念を抱いたことは、その対応の仕方でも明らかである。自然という悪魔を見て叫喚するよりも、如何ともし難い巨大な自然にひれ伏す感情の方が強かったのである。別に仏教徒がいのように、「無常観」といった抽象的観念ではないだろう。頭を下げるという礼儀作法は、まず相手の「絶対性」から始まるのである。これが日本人の自然と人間の関係から生まれた道徳の根源であるはずだ。地震、津波、台風、大火災など頻繁な日本ならではの、自然観が基にあるのである。と同時に、採

取狩猟時代や稲作農耕時代を経てきた日本人は、常に大自然の恩恵を受けてきた。自然という「絶対」によって守られてきたのである。その感謝の気持ちも反映している。

二 人間関係の年齢差という絶対性

大波に拝伏する漁民の態度は、自然に従う日本人の態度を明確に表すものである。その自然の中に時間というものも含まれる。

私は前回で、日本の道徳は、神道を自然道として解釈することによって、それに基づくものだ、と考えた。そして日本神話で、イザナギとイザナミの兄妹関係、アマテラスとスサノオの姉弟の関係の中に、年齢の絶対的關係性を分析した。男女関係よりも、兄弟姉妹の年の上下関係が、日本人の道徳観の基本になっているということも述べた。つまり生きていく時間の長いものが尊敬されるという、年功序列の關係である。それは自然の一部である時間の長短と關係しているのである。

それを自然と關係づけて考えると、正月の初詣のことが示唆的である。

新年というのは、西洋人にとっては花火をあげたりして、時間の節目を祝うことでしかない。しかし日本人は、おごそかな気分になり、なぜか必ず神社、仏閣を訪れるという習慣を持っている。それは、自然の時間が年齢として更新されるとき、「めでたい」と感じ、年長になる、ということにある重要性を感じるからである。それは空間的な自然崇拜と異なり、時間的自然への尊敬の念を表している。一月一日になることを「正月さま」、とか、「歳徳さま」が来たといわれる。つまり「歳」を取ることそのものに新たに「徳」が生ずるということである。歳が神であるという、「歳神（としがみ）」という言葉があるのもそれである。北関東に「お正月さまが山からござった」という童謡があるが、「歳神」が自然からやってくる、ということを端的に詠っているのである。歳を取るということへの重要視は、日本の道徳観の基本となっている。

「七歳までは神のうち」という言葉があるが、「七五三」という祝い事にも、そのことが反映している。子供の死亡率が高かったから、という現代的解釈があるが、そうではなく、子供の時から、年齢というものの重要性を示したもののなのだ。「十三参り」とか、今日も行われている「成人式」も、大人の仲間入りをすることを祝うためで、あくまで、自然の時間を通してものの節目を大事にする共通な精神によるのである。この「成人式」は、すでに天武十一年（六八二）に儀式として制定されており、奈良時代以後は「元服」と呼ばれていたものである。今日では六十歳になったといつても祝わない人々が多いが、還暦（六十歳）、古希（七十歳）、喜寿（七十七歳）、傘寿（八十歳）、米寿（八十八歳）、卒寿（九十歳）、白寿（九十九歳）、百賀（百歳）と、長寿を祝うことがいかに、人々にとつて大事なことであるか、示しているのである。それは同時に、生きている、という自然の在り方をいかに日本人が、大切に思っているかの表れである。ここにも、時間という自然

に伏している、日本人の姿がある。

（本会特別会員・東北大学名誉教授）

○国民の長処（泊翁卮言第一冊より）

西洋人の真似のみを為したりとも、彼を畏敬せしむるに足らず、邦人上下挙つて洋人の真似を為すこと十数年、西洋人が我国民を軽蔑することは依然たり、凡そ国として特有の美あらざるはなし、山川の如き皆然り、豈国民のみ特有の長処なかるべけんや、彼れの未だ知らざる所にして我に長処あれば、努めて其長処を養い、以て彼れを敬服せしむべし、道德の如き美術の如き、医術の如き、其他建築の如き陶漆器の如き織物の如き、我東洋の法は皆彼れの能く知られざる所なり、是等の如き皆能く東洋の法を考究伸張せば、或は彼を敬服せしむる者あらん、此比美術家は大分奮発の様子なれども、道德家の如き医者如きは人物なき者と見え、未だ奮発する者あることを聞かず、残念なることなり、

(連 載)

出陣学徒の自省 (五)

— 昭 和 史 回 顧 —



安 嶋 彌

四 敗 戦

私が「玉音放送」を聞いたのは、東海道線早川駅
のプラットホームにおいてであった。御前崎から太
東へ転勤の途中のことである。蟬の声が喧しかった。
放送の内容は、雑音のため殆ど聞きとれなかったか
ら、最後の決戦に当り奮闘せよということであろう
と思っていた。列車が平塚駅に着くと同期の少尉が
乗りこんで来て「海軍工廠に行ったところ、もう兵
器を引き渡す必要がないといわれたが、どうも戦争
は終つたらしい」という。私は半信半疑であった。
しかし横須賀の海兵団に着くとそれは事実であつ
た。敗戦がどんな形で隊内に伝達されたかは知らな

いけれども、海兵団の中は意外に平静であつた。来
るべきものが来たということだったのである。

徹底抗戦をいつた軍もまたかつて戦争を支持した
国民も、相つぐ敗戦と目前の戦禍を見て、敗戦を己
むなしと認めた。力盡きたのである。国体護持の問
題は、天皇の決断によつて通過した。

敗戦には大きな背景、理由があつた。戦略、戦術
は戦前とは全く変わっており、日本人の、さらに軍
の特性が大きくマイナスに作用した。

(一) 陸軍は、古くから白兵戦、夜戦を重視していた
が、もはやこれで勝敗を決する時代ではなかつた。
夜間の隠密行動は電波兵器によつて容易に発見さ
れた。また特攻もおよそ戦術とはいえない。山本

五十六のハワイ空襲も一種の特攻と見なされていた。軍令部は、これを冒険的として反対していたともいう。日本人が肉弾とか特攻とかいうのは、悲壮であつても、やはり一種の諦念であり、自棄である。アメリカ人は最後まで生きて戦おうとする、失敗が確かと思えば別の戦法を考える。

(二) 白兵戦や精神力の重視は、物量や補給の軽視となつた。兵站、輜重、輸卒に対する軽視は、日清戦争以来ともいえる。日清戦争のときは、兵士ではない軍夫が荷車を引いた。江戸時代では、それは仲間、小者、奉公人の仕事であつて、侍の仕事でなかつたのと同じである。

日清、日露の戦争のときは、制海権は日本にあり、補給はほぼ順調であつた。しかし、先の戦争では、制海権、制空権とともにアメリカにとられ、補給は滞り、兵器、弾薬のみならず、食糧も届かず、餓死者が続出した。戦死者約二百五十万人のうち餓死は百七十五万人という（昭和史の論点）

文春新書）。船団護衛も不十分であつて、輸送船は多くアメリカ潜水艦の餌食となつた。潜水艦の活躍は、予想に反して、アメリカが日本を上廻つた。補給基地たる本土が戦場か否かも、大きな違いであつた。アメリカ本土は戦場ではなかつた。これに対して日本は、ヨーロッパと同様に戦場であつた。中国ではこれが無理な現地調達となつた。

(三) 一五年九月の三国同盟の調印は、大きな誤りだつた。しかし、苦渋の選択であつたにしても、全く理がないわけではなかつた。外務官僚の中にも推進派がいた。この年の六月、ドイツはパリに無血入城していた。日本が米、英、ソに対抗するには、この同盟しかないと考えたのである。結果から見れば、独のみならず、英、米の実力、露の出方など、欧州情勢の見通しを誤り、戦局の好転をドイツに賭けて、裏目が出たのである。

（註）「遠交近攻」は「史記」に見える文言である。「敵の敵は味方」といったのは、カールシュミットであつ

たか。かつての日英、日独伊、また今日の日米の同盟も、この類である。日中平和条約の妥結は、その頃の中ソ対立が背景にある（一方隣接する二国間の同盟は、中越、中朝など例が少ない。あつても、共通の敵がなくなれば、終る）。今はかつて敵国であつた日米が同盟を結び、反対に同盟国であつた米中が今や対立関係にある。すべては大状況の変化によるのである。

(四) 北進が防衛的であるのに比べると、南進は侵略的であつた。日本は、一六年七月の南部仏印進駐に対するアメリカの反応を甘く見ていた。この結果アメリカは、日本に対する石油輸出の規制を強化した。ちなみに南部仏印進駐が混乱もなく行われたのは、そのときすでにフランス本国はドイツに占領されており、ヴィシー政府がこれを容認したからである。

(五) 海軍は依然として大艦巨砲主義を脱せず、秋山真之の傾倒したマハン（二八九〇—一九一四年）の思想のままであり、日本海々戦の夢を脱するこ

とができなかつた。大和、武蔵などによる艦隊決戦は、ついになかつた。日本自身がマレー沖で成功したごとく、すでに航空戦の時代となつていて、戦争の現実には、ワシントン条約、ロンドン条約の想定を越えていた。

(六) 緒戦から思いがけない急速な展開となつたため、南太平洋の戦要地誌の準備は皆無に近かつた。たとえば戦地となることを予想して、西ニューギニアに十万の兵を七日分の米とともに送り込んだが、戦鬪はなく、その大部分が餓死した。予め現地の状況をつかんでいなかったからである。人跡稀れな所とは、元來人の住めない土地、扶養力のない土地のことである。南進は、いわば、押つ取り刀であつた。日本軍は南の原始林というものの実体も知らなかつた（東畑精一）。アメリカの方が周到な対応をした。また米豪を寸断するためというソロモン海やラバウルでの戦鬪なども想定外だつたであろう。

(七) 養子・春洋を硫黄島で失った折口信夫は、日本人はアメリカの物量に敗けたといつて、自からを慰めているが、それだけでなく、さらにアメリカ人の戦争観、使命観に敗けたという。ハーバード大学には、二つのメモリアル・チャーチがあつて、その一つには第一次大戦の、もう一つには第二次大戦の、同大学出身の戦死者の名が壁面に刻まれている（日本の大学には、このようなものはない、私の在学した旧制金沢一中にはあつた）。またワシントンのアーリントン墓地やハワイの戦艦アリゾナ記念館を見ても、戦死者に対するアメリカ人の敬虔の念は深い。靖国神社境内やサイパンの万歳クリフにおける日本人の観光客の鈍感さとは異なる。ウエストポイントには旧教、新教、ユダヤ教の三つの教会堂があり、そこは士官養成の聖地である。軍隊は、神や正義なくしては成り立たないのである。

(註) 靖国問題には二つの側面がある。一つは先の戦

争の見方に関する問題であり、もう一つは神道に係る問題である。後者についていえば、神社神道は今「宗教」とされているが、これには、儀礼があつても、教祖や特段の教義もなく、従つて教化、宣教ということはない。多くの国民は、宗旨を問わず正月には神社に参拝し、あるいは海開き、山開きにはお祓いをする。建築の着工や人工衛星打上げの成功も神に祈る。現世利益である。禍事は祓えば消えると考ええる。神道は「宗教」としては異例づくめである。ここに日本特有の「重層信仰」が生れる。日本人は多く、死ねば自からが仏か神になると思つているから、靖国神社が「神道」施設であることに多く拘りを感じない。神社の御神体は秘匿されているが、寺院の御本尊は公開されている。大まかにいえば、日本人にとつて神とは知られざる神秘であり、仏とは祖先である。日本の仏教の実態もきわめて神道的である。

私が靖国神社を大切に思うのは、先の戦争の正、不正にかかわりなく、戦争に命を捧げた人々の鎮魂

を念ずるが故である。日本人の、古くからの心情をいえば、この人々は怨霊である。怨霊は慰撫しなければならぬのである。

世界には、多くの国に国立墓地あるいは無名戦士の墓があつて、国はこれを大切にしていて、戦争の正不正を問わない。これが国際的な通例である。

(八) 私はサイパン島が陥ちた一九年七月、武山海兵

団の予備学生隊にいたが、戦後テニアン島を訪れて、あの時が講和の潮時だったとの感を深めた。戦争被害の多くは、この後のものである。このとき東條内閣は小磯内閣に替つている。近衛上奏文は二〇年の二月であつたが、海軍は、もう一つ戦果を挙げてから休戦に持ちこみたいと考えていたという。しかしその機会はついに来なかつた。すでに米軍の沖繩上陸を阻止する力はなく、抗戦能力は底をついていた。本土空襲に対してでも有効な攻撃をほとんどできなかった。テニアン島には今も、旧第一航空艦隊の司令部、通信所の建物の残

骸が残り、一方広島、長崎に向つて離陸したB二九の滑走路にはアメリカのランド・マークの標識が立つている。

末期の日本海軍は、本土決戦への対応について、出先部隊には何の指示もしなかつた。また私が勤務した見張所（兵員約二百人）の兵器は、勝浦では七・七ミリ機銃二、一三ミリ機銃二、三八式小銃五。御前崎では三八式小銃五。太東では手榴弾数十があるにすぎなかつた。見張所は、レーダーサイトであつて、直接戦闘を任務とする部隊ではないにしても、武器は零に等しかつたのである。また予備兵の士気や補充兵の能力も、問題であつた。御前崎で二四時間の銃爆撃を受けたとき、私が電子部品倉庫の火災を防ぐべく飛び出したところ、ついて来たのは童顔の少年兵のみであつた。古参兵は、防空壕を動かかなかつた。かれらには妻子がいたのである。

二〇年の春になると、空母艦載機のグラマンや

ヴォートシコルスキーなどによる、昼間の銃爆撃も度々行われた。三月一〇日夜、私は勝浦から東京の真赤な空を見た。御前崎では深夜、浜松の海軍工廠に対する艦砲射撃の砲口の火を見た。なすがままであった。「大和」の出撃も、初めから戦果の期待できない特攻であり、それは皆の知るどころであった。しかし「大和」を温存したまま戦争を終わらせることはできなかったであろう。

このために三千に近い人命が失われ、生還者は三百人に満たなかった。これを見ても本土決戦が流血以外でなかったことは明らかである。

「持たざる国」は、短期決戦ならば、「持つ国」に勝つこともある。しかし長期戦となれば「持つ国」が勝つ。「持たざる国」日本は、「持つ国」に挑み、長期戦となり敗れた。それは、追いまわりの賭であり、また積弊の余でもあった。

(九) ポツダム宣言の受諾は、昭和天皇の決断によつた。元者に指導力はなく、もたれ合いの体制の中、

天皇は一身を犠牲にする覚悟を定めておられた。御製「爆撃にたふれゆく民の上おもひいくさときめけり身はいかならむとも」。ちなみに戦後訪欧されたとき、ロンドンに亡命したことのあるオランダのウィルヘルミナ女王が「敗れたらどこへ立退く積りであったか」と尋ねられたのに対して、天皇は「どこにも立ち退く積りはなかった」と答えられたという。

(十) 阿南陸相は、本土決戦を（もとより戦勝ではなく）、より有利な講和の条件になると信じていた。しかし阿南にとつて天皇の命令は絶対であつたから、その狭間で自決した。ちなみに皇国史観の人々が本土決戦を推進しなかつたのは、恐らく皇統の断絶を憂えたからではあるまいか。一方国民は戦火に逐われていた。「原爆の子」（岩波文庫）、「あの戦争を伝えたい」（岩波現代文庫）などを読めば、その悲惨は明らかである。

(十一) 私は、玉音放送の翌一六、七日の頃、命令によつ

て、「軍機」という表示のある赤表紙の暗号乱数表を、部下にやらせることができず、自分で焼却したが、仲々焼けずに困ったことを覚えている。

それは大形広辞苑五冊分位の分量であった。

(三) 戦争の終末においてアメリカは、ソ連の対日参戦を望まなかった。しかし、二〇年二月のヤルタ（中国は加わっていない）では、ルーズベルトはその参戦を求めた。アメリカの失敗である。七月のポツダム宣言（日ソ中立条約の故にソ連は加わっていない。後に調印）の段階では事態は変わっており、アメリカが単独で日本に勝利することは確実となっていた。アメリカは、ソ連の参戦前に日本を屈服させる必要から原爆の投下を急いだという。またもしソ連が日本に上陸しておれば、占領の姿は一変していただろう。ソ連は戦争の末期、ルーズベルトの誘に乗じて、日ソ中立条約を反故にし、さらに事もあるうに六十万に近い日本兵を捕虜として五年以上もシベリアで強制使役し、そ

の一割近くを窮死させた。古代ギリシャなどにもあった敗けた兵民の奴隷化と同じである。国際法上も暴挙といわなければならない。

(三) 軍の内務班の私的制裁には恐るべきものがあつた。古参兵が新兵をいじめたのである。「大和」でも出撃の前夜まで「軍人精神注入棒」が振られていた。兵隊は、なぐればなぐるほど強くなるといわれていた（野間宏）。そして、いじめられた者がまた、いじめるという悪循環が生じていた。占領地住民に対する乱暴もこの延長であろう。学者はこれを「抑圧委譲の原理」という。士官の多くは、この制裁に見て見ぬふりをしていた。兵はもとより、士官候補の予備学生の中にも暴力を以てしなければ規律に服さないような者もいたが、しかし余りにも些細なことについて暴力が振られると、かえって真面目な者の士気を滅殺し、軍を嫌悪させた。

（本会顧問・修養団特別顧問）

(隨 想)

一冊の本が取り持つ不思議な縁

鈴木 勲

去年の暮も押し詰った頃、見知らぬ人から部厚い封書が届いた。川崎市に住む駒井隆治という方で、都内の小学校長をこの三月に退職され、現在は立川市教育委員会で就学相談員としてボランティア活動をしておられる。

手紙を拝読して、私の出版した『時事小言』が機縁となったことを知った。

駒井さんが、紀伊国屋新宿南店に本を探しに行つて教育書コーナーを眺めていると、「時事小言 鈴木勲・悠久堂」の本が眼に入った。悠久堂に電話して鈴木勲氏が日本弘道会にいたことが分かつて手紙を書いたという。

手紙によると、「宮城県の中二の終り頃、木享弘文部大臣宛に手紙を書いた。当時、父が亡くなったばかりで子ども心に将来の不安を感じて、貧しい子どもでも進学・勉強できるようにして欲しい等と書いた記憶があるという。ところが、文部省の鈴木勲という人からお手紙を戴きました。その封書の中には、『がんばつて親孝行をしてください。参考書でも買つてください』と書いた手紙とポケッタマネーが入っております。このことが「生意気盛りの中学生にとって悪い行いのブレーキをかけるきっかけとなった」という。

私は当時、文部省初中局の教科書管理課長として

教科書無償給与の仕事をしていたので、剣木文部大臣からその手紙が下りてきたのであろう。私はその後千葉県教育委員会に転出したが、駒井さんは千葉大学教育学部を受験する際、教育長官舎を訪ねて来られたと書いてある。いわれてみればそういうこともあつたかと思うが、この本を出版したおかげで、当時のことを思い出し、駒井さんも心にかかつていたあいさつをすることができた。

この本も米寿記念にとすすめられて、やっと出されたばかりである。

そして、もし紀伊国屋にこの本が並べられていなければ、駒井さんの眼にとまることもなく過ぎたであろう。ある日の偶然のもたらした出来事である。

自分のことを自慢するようで逡巡したが、一冊の本が取り持つ不思議な縁という意味で、また駒井さんが昔のことを忘れないで下さったこともうれしく、披露した次第である。



(寄稿)

経済の倫理性

小倉正敬

地球上にあまた生物が存在すれど、社会生活の中で嘘を付いたり誤魔化しをする生物が最も繁栄してきた。その頂点に君臨するのが人類である。それだからこそ人類は、道徳規範を作り上げ、住み良い社会づくりを目指してきたものと思われる。

日本弘道会綱領乙号(社会道徳)の二番目にある「政治の道義性・経済の倫理性」について、特に後者について考察してみたい。かつて、昭和の黄門様と言われた福田赳夫元総理は、「政治こそは、最高の道徳でなくてはならない」と述べている。又、日本資本主義の巨人・渋沢栄一は、「経済こそ最高の道徳なり」と語っている。その辺を渋沢の考え方を踏まえながら、解き明かしていきたい。

一 会祖と渋沢栄一

会祖は、文政十一年(一八二八年)江戸生まれの

佐倉藩士、明治三十五年(一九〇二年)七十五歳で亡くなる。渋沢栄一は、天保十一年(一八四〇年)埼玉県深谷市血洗島の豪農に生まれ、昭和六年(一九三一年)九十一歳で亡くなる。会祖が十二歳年上で渋沢より二十九年早く亡くなっている。従って、両先生は六十二年間同時に生きたことになる。

二 弘道要義

昭和十六年発行の日本弘道會編纂「弘道要義」下巻四「国家の経済を知ること」には、「国民は国家の経済を知らず唯安然として或は奢侈を行ひ、或は無益なる外國品を買ひ、或は外國人と結託して國家の不利を為さんとす、實に寒心に堪へざる者あり」と記されている。これが日本弘道会綱領乙号の「経済の倫理性」に繋がっているものと思われる。

三 資本主義の誕生

渋沢によれば、資本主義は自然には生まれぬ。審判員（アンパイア）が必要である。審判員は利益を求めず、ポストを求めない。社会的弱者は長期的結果的に不経済だ。社会全体として損失である。だから社会的弱者は救済していかなくてはならない。

四 士魂商才

士魂商才とは、武士の精神と商人の才覚を併せ持つこと。商人が商売をする際、金が儲かりさえすれば、どんなことをしても構わないということになれば、世間の怨恨を受けることとなり長続きはない。如何に手腕・才気があつても、やり方が野卑で品が悪いと、人から恨まれ、馬鹿にされる。表現の自由は認めつつも、書籍を売らんがために事実を曲げて風評被害が広がるのを省みず売るのは如何なものか。

五 プロの矜持

政治・経済・文化・芸能・科学技術・運動競技者・国際社会・男女交際、いずれの世界でもマナー・ルール・掟が存在する。それらのマナー等を無視しての活動は許されない。その成果も尊重・尊敬されない。商人にも主人が居る。主人というのはお客さんだ。

だから商人はお客さん本位に目一杯正しい商売をして、俸禄をもらう。お客さんが下さる俸禄というのは何だろうか。それは程々の利益だ。やはり利益にも限度があるので、それを越えるような利益を受けるとは良くない。ということは取りも直さず商人は主人であるお客さんに対して忠節を尽くさなければならぬからだ。商人がお客さんに尽くす忠節というのには、良い品物を安い価格で提供することだ。

六 道徳経済合一説

道徳経済合一説とは、道徳と経済はどちらも満足させないといけないという渋沢の意見である。義利合一論とも利義合一とも言う。東西両洋に通じる不易の原理である。渋沢はそれを、論語と算盤の一致と表現した。

倫理と財政の融合という観点からは、仁義道徳即ち富貴榮達、言い換えると「人道を守る者」と「富貴榮達を願う者」とが合致し並行出来る。富むことと仁を行うこととは、相反しない。つまり、富と道徳とは一緒に存在し得る。

「衣食足りて礼節を知る。」富み且つ仁である。決

して相反するものではない。「仁を為せば則ち富まず。富めば則ち仁ならず。」これは、捏造された根拠のない説。

「貧にして楽しみ、富んで礼を好む。」各々その地位に安んじて生活を樂しむ。「子曰く、疏食（そし）を飯（くら）い水を飲み、脰を曲げてこれを枕とす。樂しみ亦その中に在り。不義にして富みかつ貴（たつと）きは我において浮雲の如し。」不義を行つてまで富貴榮達を求めようとするのは、人として恥ずべきだ。しかし正当な努力の結果の富貴は、尊い。商業道德について言えば、利益を輕視した道德は本當の道德ではなく、又健全な富、正当な利益には必ず道德が伴わなければならない。

市場原理や競争主義は大切なものではあるが、小判には、お客様之恩義と使用人とその家族の生命がかかつている。人柄さえ良ければ、商いの道は先々いくらでも教えられる。宿世（すくせ）（前世からの因縁）ですなあ（ドラマ剣客商売より）。

競争は勉強や進歩の母であり、競争の道德がある。即ち、善意の競争と悪意の競争である。前者は、毎

日人より朝早く起きて、良い工夫をして知恵と勉強とで他人に打ち克つていく。後者は、他人のやったことが評判が良いからこれを真似て掠め取つてやろうという考え、横合いから成果を奪い取ろうとする。我が国では、社会の基本的な道德など治める側が身に付ければ良いもの、農民は政府から与えられて田畑を耕し、商人はソロバンでもチマチマやつていれば何も問題はないという考え方が染み付いてしまった。

七 目的、目標、手段、評価

① 目的を踏まえて（忘れないで）これからの② 目標を立てる。そのためにどんな③ 手段（方法）でやるのか。そして皆さんから④ 評価をしてもらう。このパターンを踏襲しなくてはならない。「人間は、所詮、道德など守れない種なのです。」「あ、そうですか。そうですよね。」これで終わつたら、元も子もない。「それを言つたらお仕舞いよ。」

（本会平川支会副支会長）

「道徳の教科化」が中央教育審議会答申を経て、愈々実現しようとしている。本会の年来の主張が漸く陽の目を見ることはまことに喜ばしいところ、本会は、道徳教育について、その時々「弘道」で論文を発表し世論に訴えてきたが、特に、昭和二十六年三・四月号では、「道徳教育」を特輯している。

当時天野貞祐文相が、修身教育を提唱し論議が巻き起ったことに触発されたものと思われる。

吉田熊次氏（本会顧問）は、「道徳教育の原理」と題し、道徳教育の本場は生活そのもの、即ち実行そのものに存すべきである、と述べている。

宇野哲人氏は、天野文相の修身教育の提唱に賛成して、修身科を設けて適切な運営をすることが最も望ましい、と述べている。

深作安文氏は、これまでの修身科の弊害を考え修身科を廃して社会科を中心とし全教科の授業の中に道徳教育を浸透させようとするのは一つの英断である、と述べている。

藤本萬治氏（愛媛大学長）は、科目を特定してそれに捉われるよりは

〈弘道余話〉(10)

道徳教育の特輯



鈴木 勲

寧ろ各教科によって道徳教育の責任を担うのが適當である、と述べている。

大杉謹一氏（東京教育大学教授で後に本会主事）は、小学校六年の間の教育は、殊更道徳教育が大切であり、従来の社会科だけでは心もとな

い。中学校の道徳教育は、立志の時期であり良書の愛読を指導すべきで、高校は「人倫科」を設けて人生全般に関する問題を扱うような特殊の時間を設けることを提案している。

勝部真長氏（お茶の水女子大学・東京女高師教授）は、明治の日本は欧米先進資本主義国の列強に対抗するために、精神的な面で新しい宗教を造り出したものである。それが「修身科」である。今日敗戦の結果から弊の面のみ目につき易い。教育勅語も修身科も非常に功を奏したのである、と述べている。

以上を概観して、この時期での日本弘道会では、単純な修身科復活論が大勢ではなく、多様な考え方が分る。中でも教育に関係の深い大杉氏の論文は具体的であり、今日の道徳教育にも通ずるものがある。

三月、東京「なかのZERO大ホール」で開かれた「第一九回シニアコーラスTokyoフェスティバル」に足を運んだ。仮名やローマ字が混在して、老人にはいささか気に障る催しの題名だが、中高年の男女二十四組の合唱競演は充実していた。男声、女声、混声合唱と、研鑽の跡もうかがえ、成熟した日本社会のゆとりを感じることができた。

審査採点の間、昨年度フェスティバルの優秀賞三組(女声二組と男声)の特別出演がフェスティバルに華を添えた。中でも、「コール77(ナナ)」の男声合唱が圧巻だった。指揮は白髪の偉丈夫、澤登典夫氏。氏を含め、出場した二十五人全員が等しく八十六歳という超高齢者である。白髪、銀髪、禿頭、歩行困難、等々の老人たちがステージに並んだ。

ピアノの導入に合せて、指揮者の手が振られる、とたんに朗々たる和

音があふれ出した。ベートーベンの「自然における神の栄光」はドイツ語で歌われ、「君に捧げる歌」「帰去来」と、その格調の高さが観客を魅了していった。

四曲目が信時潔作曲の「海ゆかば」だった。鍛えられた老人たちの声量



男声合唱の「海ゆかば」



澤 英武

が場内を包み込んだ。「海ゆかば」水浸くかばね 山ゆかば 草蒸すかばね……」一目を閉じると、先の大戦で家族を残して逝った将兵の姿が浮かぶ。

歌い終わって、指揮の指が止まるや、じわじわと拍手が広がってゆく。

澤登指揮者が客席に向き直って深く一礼すると、拍手は一気に高まり、なかなか鳴りやまなかった。シニアコーラスの競演、とあって、観客に戦中派がかなり目についた。それだけに、胸に疼くものがあつたのかもしれない。

「海ゆかば」は万葉集の伴家持の歌。戦前、これを作曲した信時潔は戦争協力者のレッテルを張られ、戦後、「海ゆかば」が公に歌われることもはばかられてきた。

この日の「海ゆかば」には先の大戦で戦死した将兵への鎮魂の祈りが籠められていたと思う。シニアコーラス・フェスティバルで「海ゆかば」が登場したことに、時代の大きなうねりを感じる。

ちなみにコール77は海軍兵学校第七十七期同窓の合唱団である。

司会者は一言も、元軍人のみのでループだと伝えなかった。

COPDは良く新聞等にも出てくる疾患ですが、慢性気管支炎と肺気腫を一緒にした疾患と考えると良いと思います。一寸おさらいして置きますと、前者は一日に数回痰が出て、呼吸する時にやや息苦しくなるもので、後者は呼吸器の末梢で、実際に酸素を取り込み、血中の炭素ガスを出す肺胞の構造が大方破壊されて、呼吸が苦しく、最終的には鼻腔に管を入れて外出する必要がある疾患です。良くそのような病気の方を、街で見かける様になりました。人口の高齢化により、この病気が顕在化したものです。この二つの病気の主因は断然喫煙です。

最初の頃に申し上げましたが、ヒトの気道には一日一〇〇ccの水が分泌されているのですが、この水分はヒトに意識されずに蒸散したり、知らない中に上方に運ばれて、胃の方に飲みこまれているので、痰として意識されることはありません。

すからもし一日に痰を喀出することがあったら、異常なのです。私は八六歳になりますが、全く痰は自覚していません。勿論インフルエンザに罹患したりすれば別ですが、気管、気管支、細気管支へと気道は約二六回分岐して肺胞に至るので



(44)

喘息オーバーラップ症候群 (1)



松本 慶蔵

すが肺胞は別ですが、細気管支迄は表面に線毛が生えていて、周期運動をしながら、吸気によって外界から運ばれる粒子を上方へ押し上げているのです。通常その量は微量ですが、その運動は肺の基本的な無意識な防御反応といえます。肺は外界とつな

がっている臓器ですが、その点胃腸官とやや同じ面を持っています。慢性気管支炎は名の示す通り、気管支にその炎症の場があるのですが、特にその場が細気管支に及んでいると、吸気が入って肺胞に迄入り込むのですが、炎症のために出られなくなり肺胞に溜まってしまいます。これをエアトラッピング（空気取込みの意味）といいます。これが、何回か重なったりすると、圧力が高まり肺胞壁が破れて、隣りの肺胞と合体してしまう、このような現象の積み重ねが、肺の呼吸の基本である肺胞を壊し、大きな袋状になるのですが、これを肺気腫と呼びます。これらの肺気腫像は普通の胸部X線所見でも相当解りますが、今日のCT（コンピュータテッドトモグラフィ）では一層明らかにすることが出来るのです。

（長崎大学名誉教授、結核予防会学術相談役）

本書は、久しぶりに興奮して読んだ本である。小林秀雄は日本を代表する批評家である。その小林は録音から起こされた原稿に対しては修正をたくさん加えたそうだが、本書はテープから生の声をそのまま写し取っていて、文字通り小林の肉声を伝えている。

本書の内容は、国民文化研究会という組織が主催する合宿での講演とそれを聴講した学生たちとの質疑応答であり学生たちの質問に答える小林の言葉が何とも魅力的である。実は私は大学生時代この合宿に一回だけ出たことがある。その時の講師は数学者の岡潔で、講演は別としてこの合宿自体は肌にならなかった。ただ小林が講演をした時の参加者はこのすばらしい対話に居合わせる幸福を享受できたわけで、うらやましい限りである。

本書で取り上げられている内容は多彩である。読書、常識、歴史、や

まところ、人物では本居宣長、柳田国男、ベルグソンなどである。その中で私が取り分け感銘を受けたのは、小林が質問をすること自体の重要性を再三言っているところである。「本当にうまく質問することができたら、もう答えは要らないの

読書案内

『学生との対話』

小林秀雄著、国民文化研究会・新潮社編 2014年新潮社 1300円



土田健次郎

るとはどうか、疑うとはどういうことか、だんだんと自分の経験によつてわかつてくるようになりま。今の君のように、抽象的に質問してはいけないな」（一四五ページ）。小林はその著作でもしばしば孔子に言及しているが、孔子は弟子たちに質問することの意義を説いた。私はこの箇所を読んでそのことの意味がわかった気がした。そして小林は言う。「おそらく人間にできるのは、人生に対して、うまく質問することだけだ。答えるなんてことは、とてもできやしないのではないかな」（二一七ページ）。

ですよ」（二一六ページ）。それは次のような学生への戒めにもなっている。「本当に自分は疑っているのか、まず疑ってごらん。君はちつとも疑っていないかもしれない。そういう身近な、日常生活のことから考えてみたまえよ。そうすると信ず

また古典の読み方についても本書は多くの示唆をあたえてくれる。その秘訣を小林は言う。「僕を書くものはいつでも感動から始めました。．．．僕は感動を書こうとしたのであつて、自分を語ろうとしたのではない」（二五一ページ）。一つ一つの言葉が身にしみる本である。

「西村茂樹研究論文」募集要項

—平成二十七年年度— 公益社団法人 日本弘道会

一 研究論文募集の目的

本会は、内閣府所管（公益法人制度改革に伴い、平成二十三年度に文部科学省から内閣府へ所管変更）の公益社団法人であり、一三〇年余の歴史を有する我が国で最も古い道徳振興団体であります。会祖の西村茂樹は、明治六年（一八七三）に森有礼、福沢諭吉、西周、中村正直、津田真道、箕作秋坪、加藤弘之らの賢人たちとともに「明六社」を設立し、『明六雑誌』を発行して開化思想、自由思想の啓蒙運動を精力的に展開いたしました。明治九年三月には、国民道義の向上を目指すとともに国家社会の基礎を強固にするための道徳教化団体として「東京脩身学社」を創設いたしました。これが、現在の日本弘道会の前身であります。その間、文部大書記官として初期の文部行政に参画、また、編輯局長として『小学修身訓』を著わすなど教科書の編纂にも力を尽くしており、その後、宮中顧問官、華族女学校長、明治天皇の侍講などの要職を歴任しております。

明治二十年には、『日本道徳論』を公にして、当時西欧の模倣と追従に終始していた社会の風潮と政治の在り方に警鐘

を打ち鳴らし、時の内閣総理大臣伊藤博文の逆鱗に触れたことは広く知られているところであります。なお、この『日本道徳論』の他にも多数の著作、訳述書があり、その専門分野が広範囲にわたっていることが近年明らかになつております。西村茂樹は、明治二十六年、宮中顧問官を除くすべての官職を辞して野に下り、全国を行脚して、道義国家の建設のために社会道徳の必要性を説いた思想家であり、哲学者であります。

戦後教育の中でも西村茂樹が目指した道徳教育は行われず、そのためか人心の退廃、道徳の衰退は目を覆うものがあり、憂慮されております。いまこそ西村茂樹の業績が見直され、再評価されるべきものと考えます。

本事業は、去る昭六十一年（一九八六）に本会が創立一一〇周年を迎えた際に、記念事業の一環として創設され、以来継続して募集を行い大きな成果を挙げておりますが、本年度も引き続き、西村思想の継承、普及を図り、併せて西村茂樹研究を志す学者、研究者の拡大を目指して、「西村茂樹研究論文」の募集を行うものであります。

二 募集対象者

（近代史、近代思想史、倫理学、道徳教育、経済史等の研究に携わっている研究者）

- (1) 大学教員および大学院生
- (2) 道徳教育学会、倫理学会、近代史学会、思想史学会、

- (3) 日本歴史学会等、各学会や研究会に所属する研究者
その他

三 応募規定

- (1) 応募論文 未発表の論文に限る。
(2) 論文の分量 四百字詰原稿用紙に換算して七十枚(図表を含む)以内を厳守すること。
・論文要旨を千二百字以内にとめた「別紙」を添付すること。
(3) 表紙に現住所、氏名、電話番号、メールアドレス、職業、所属大学等、所属学会等を明記すること。
(4) 応募の締切り 平成二十七年十二月十五日(火) 必着とする。
(5) 応募論文の提出先および問合せ先は、次の通りである。
〒101-0065 東京都千代田区西神田三一一一六
公益社団法人日本弘道会事務局内
「西村茂樹研究論文」募集係宛
(Tel)03-3361-0009 FAX 03-3388-0956
* 日本弘道会ホームページ <http://www.nihon-k.or.jp>
その他 ・応募論文は原則として返却しない。
・応募者の経歴(生年月日、学歴、職歴等)を添付すること。

四 論文の審査

公益社団法人日本弘道会内に設けた論文審査委員会の審査を経て、入選論文一編、佳作論文三編を決定する。

「西村茂樹研究論文」審査委員会

審査委員長 鈴木 勲(会長、元文化庁長官)

審査委員 土田健次郎(副会長、早稲田大学教授)

小野 健知(道都大学名誉教授)

高橋 文博(岡山大学名誉教授)

高橋 昌郎(元清泉女子大学教授)

多田 建次(理事、玉川大学名誉教授)

古垣 光一(参与、元千葉県立保健医療大学教授)

五 著作権

入選論文の著作権は、公益社団法人日本弘道会に帰属する。

六 結果の発表と奨励金

- (1) 結果の発表 平成二十八年三月下旬、応募者宛てに通知する。

- (2) 掲載 入選論文は、本会会誌『弘道』に掲載する。

- (3) 奨励金 ① 入選論文 一編 五十万円

- ② 佳作論文 三編 各十万円

- (4) 表彰 入選者は、平成二十八年度本会定時総会(五月下旬開催)の席上で表彰し、奨励金を贈呈する。

『近代日本における修身教育の歴史的研究―戦後の道德教育までを視野に入れて―』

日本弘道会・日本道德教育学会編 刊行

日本弘道会と日本道德教育学会は、ともに我が国の道德教育の振興という目的を共有し、かねてより相互の研究活動について連携・協力関係を築いてきておりますが、道德の教科化の問題の是非が論じられていたことを契機に、平成二十年度から平成二十四年度までの間、戦前・戦後の道德教育についての共同研究を進めてきました。

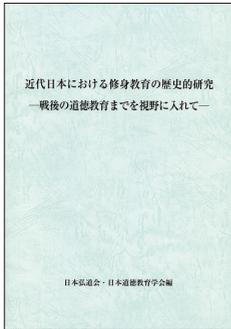
本書は、その五か年にわたる共同研究の成果について、各年度毎に取りまとめたものです。

現在文部科学省では、道德の教科化を目指して様々な取組みがなされていますが、本書が道德の教科化の実施に役立つとともに、これからの我が国の道德教育を展望する上で寄与することを期待しています。

*内容の目次

- 平成二十年度 近代日本における修身教育―黎明期における道德教育―
- 平成二十一年度 近代日本における修身教育の研究―「教育勅語」渙発以前の修身教育―
- 序 章 近代教育前夜の道德教育
- 第一章 「学制」期の修身教育
- 第二章 明治十年代の修身教育
- 第三章 教科書検定制と修身教育
- 平成二十二年度 近代日本における修身教育の研究―「教育勅語」渙発以後の修身教育―

- ・第一章 「教育勅語」の渙発と修身教育
- ・第二章 国定教科書制度と修身教育
- ・第三章 大正新教育運動と修身教育
- ・第四章 戦前昭和期における修身教育
- 平成二十三年度 戦後日本における道德教育の研究
- ・第一章 戦後日本における道德教育（戦後の道德教育の史的展開と戦後教育の中の道德教育）
- ・第二章 戦後日本における道德の授業理論と展開（「道德の時間」を中心とした教育実践について）
- ・第三章 日本における道德教育の現状と課題（学校教育全体、地域社会における道德教育について）
- ・第四章 アジア諸国における道德教育（各国の道德教育の史的展開と現今の日本の道德教育との比較）
- ・第五章 英米における倫理・道德思想、理論（日本の道德教育に影響を与えた英米の倫理・道德論）
- 平成二十四年度 五カ年の共同研究の総括



平成 27 年 3 月 31 日 発行
発行 公益社団法人日本弘道会
(A4版 453 ページ)

弘道歌壇



松坂 弘 編

▼投稿短歌

喜寿の集ひ

岩手県 佐山 朗

幾度も同期の集ひに欠席の仲間の真意を誰も語れず
杖をひき喜寿の祝ひに帰郷せる友は介護をしぼし忘
れて

病む夫の介護を頼み帰郷せる喜寿の集ひの友は若や
ぎ

己がじし通院くすり介護趣味喜寿の集ひの話題途切
れず

六十年経ても消えざるわだかまり喜寿の集ひの座席
は抽選

友は酔ひ愚痴をこぼせり二度三度十五の春の進路の

岐路を

誰も彼も辛苦の人生待ちをるとふ喜寿の集ひの二次
会賑はず

やうやうに校歌の真髓読み解けり喜寿の集ひに友と
歌ひて

稜線を茜に染めて日は昇り喜寿のわれらの里は明け
ゆく

振舞に息子逝きしをおくびにも喜寿の幹事を友は務
めり

友の便り

千葉県 砂見茂博

里の母が末期がんとと友の便り痛みの無きが幸いな
りと

桜咲くまで母の命の火よ燃えてと友の切なる願ひよ
叶え

久しぶりのうつつ状態に苦しめど友温かき助言を給
う

「うつの時は軽い仕事に打ち込むべし」友の言葉を
至言と思う

忙しき外来終えた先生が丁寧な指示を電話でくださる

「親戚がうつ」と知人が相談にわが経験をいくつか話す

※新仮名遣い

おもひでの曲（その二） 東京都 松村早苗

まみ冥き面ゆ見えし若松の翠知らえぬあはれ蟬丸

手折り持つ小笹の一枝 逆髪さかみがみの狂ふれてさすらふ泪点なみだ

さな (蟬丸)

尋ぬれど子はすでに亡き川の辺に旅の果たての吾が

心漬つかゆ (隅田川)

掬へども散るに果てなき花かづら共にまとはむ水の

衣を (桜川)

ひた当あたつる額ぬかの奥おく処がに潜ひそみ咲あく理性一輪 知るや

「生成なまなり」 (鉄輪)

思おもひ消おえ浮浪の愛にすがりしを人はいみじき生き霊

といふ (葵上)

ひえびえと修羅すさびるるこの太刀の重みに如しかぬ

吾がイノセンス

(経政)

哀あはしみも怨うらみも修羅しゆらの焰ほむらをも身内みうちに鎮しづめ踏ふむ留とどめ拍は子

ひばり

長野県 千曲次郎

麦畑を風が光をはこびゆき天にひばりがこの世をわらふ

あげひばり天によひしか人間のわからぬ声に鳴きつづけをり

公孫樹

長野県 鹿浜樟夫

大いなる公孫樹の切り株またぐとき我のうちなる獣の血はやる

すんすんと公孫樹の緑芽のびたちて古き切り株おほひはじめつ

*

▼選者近詠

松坂 弘

水の起伏

高層に三十数年住みしかど高所恐怖のうすること

なし

免震の構造をなす高層に住みなれしかど地震はおそろし

南面のなだりに群れたつ水仙を櫻の枝影こまかにおほふ

*

▼感想

松坂 弘

佐山さんの作品は「喜寿」の集まりの様子と感慨を具体的にうたっていてなかなか感動的です。私もすこし前に喜寿をクリアし目下は米寿待ちです。どの歌も感情がこまやかで懐かしさをつつみこんでいました。

砂見さんの作品はやや辛い、切ない内容で明日は我が身とふと考えました。高齢になると多くの人がとおる事柄かと思いました。

松村早苗さんの作品は前回も触れましたが、幻想感覚を味付けにした奥行きのある内容です。日本の古典芸能を題材にしているので、そういう世界に關心の少ない人には難しいかも知れません。やや説明

に終始しているところをふつきりたいところです。

これから短歌をはじめようとしている人に、「短歌にも季語がありますか？」とよく聞かれます。そのたびに私は「いや、短歌には季語などはありません。しかし、季節をよむことは短歌の基本ですよ」と答えています。

事件を詠むことを時事詠といいます。時事詠のむずかしいのは、その事件が終わってからしばらくしてもその内容がよくわかる詠みの配慮が欠けがちになるということです。その点を注意すればよい作品の生まれる事請け合いです。時事詠にもぜひ挑戦してみてください。

作品提出期限

偶数月の10日（年末号は休載のため十月は除く）

〒201-0055 千代田区西神田三十一日本弘道会ビル八階

公益社団法人日本弘道会「弘道」編集部宛

弘道俳壇



河内朝生編

奥出雲 石原みちを

宮・神官臨場春の鉄造り

大いなる鋤生む春の出雲美し

◎轟然と噴く鉄生れ寒明くる

(註) 神代より続く盛儀

川崎市 小林 三郎

東風強し埤頭に軋む舳網

初午や庭師の勵む音の佳き

◎朧より反航の灯の迫る灘

(註) 洋上に出会う僚船

豊島区 川崎 鋸南

春祭鎮守の杜に幟立つ

引く潮に浜の日美しき桜貝

◎花菜風車窓に美しく旅晴るる

(註) 春満喫の好天

練馬区 柴田 孤岩

禅林や石庭の日に猫柳

ひこばえを道に展ける無何有郷

◎春の風円空佛に解脱境

(註) 悟りの境地へ誘ふ風

雲南市 勝部 桃友

老木の芽を急ぐ野や田打人

奥宮に同じ絵馬あり木の芽吹く

◎ひざまづき摘める命や野の蓬

(註) 自然の賜物に感謝

大田区 籔木 雲州

農人の振る鋤の音春浅し

神山に暁の雲一の午

◎初午の野の風類に田打ち歌

(註) 鋤振りつ歌う声遙か

奈良唐古 山岡 成光

敬礼を別れにしたり建国日

雨そぼつ紅殻格子京菜売

◎磴登る杳音初瀬の寒牡丹

(註) 長谷寺の長い回廊

横浜市 尾俣セツ子

藪陰の祠浄めし一の午

◎立春の漣立てる由比ヶ浜

(註) 鎌倉の海に空の色を

世田谷区 沖 文与志

紙飛機のゆらぐ春立つ空の碧

大漁の海の佳き風一の午

◎心充す堤琴の音や春立てり

(註) 胸中に響く棗の音

世田谷区 新里 昭子

(註) 神の使の装い新しく

横浜市 立石 健三

ものの葉を払ぐ地表や冴返る

コーラスや立春の気の四方に満つ

◎空青く散る雲脚や春寒し

(註) 早春の気大空に

鎌倉市 三隅田海堂

露天湯の肩に触れたる春の雪

海峽の春潮よぎる出漁船

◎地震跡の波止に寄す潮清盛忌

(註) 災害跡の残る港頭に!!

川崎市 渡邊 東洋

立春の黒潮紺を深めけり

初午の幟はためく石畳

◎立春の筑波嶺上げし月明り

(註) 関東平野に春

町田市 大野 隆司

春立てる疎水に鯉やなまこ壁

佛事果て仰げる空に春の星

◎春来るや鳥に膨らむ楠大樹

(註) 鳥群の活動旺盛な野に

春立つや沖に数増す漁船

横浜市 木下かつみ

春立つや指揮者の指が音拾ふ

初午や庭の祠に屋敷神

◎ 櫓址遺る出城や冴返る

(註) 山脈の急峻に砦跡

横浜市 武田 伸昭

立春や抜ける蒼天白き富士

寒卵熱き白粥啜りけり

◎ 春光の溢るる郷に童唄

(註) 郷愁の蘇える里道

品川区 山名 和雄

高僧の心経に和す節分会

立春の潮満ちくる岬鼻

◎ 日差し得て動く大地や霜柱

(註) 早春の生命感

松戸市 中川 弘喜

晴るる夜のテニスコートに霜の声

立春や上衣纏ひて日差浴ぶ

◎ 風すさぶ春立つ音に気負いけり

(註) コートに立つ日を!!

船橋市 湯浅 康右

冬薔薇卓布に絹のアラベスク

霜の夜の小暗き道を見舞妻

立春大吉パテシエが窓越しに

(註) 春立つ玻璃に名菓を!!

足立区 五十嵐とみ子

初午の祈禱を受けし守り札

初稲荷幽き音たつ一円貨

◎ 船宿の余寒に舫ふ馬喰町

(註) 江戸下町の名残り

横浜市 安田のぶ子

鶯替の七福弁当売す

大鼓橋の上の青空梅三分

◎ 琴柱灯籠踏ん張つてゐる苑余寒

(註) 名苑の池畔に春

八王子市 松木 昌子

横笛の一際高き里神楽

春立つや真紅に透けるハーブティ

◎ 峡^か二月光と風の交差せる

(註) 山峡に兆す生命感

川崎市 佐々木晶子

旅先の寺門に立春大吉書

春の雪烈し見えざる山の影

◎ 薄氷^{うすこ}に緋の色動く苑の池

(註) 生命再生の池畔

船橋市 重永 泰彦

粗方^{あらな}の事を承知のこたつ猫

節分や窓明りある庭の景

◎ 立春の雨に動きし杜^{もり}の色

(註) 生命胎動の兆

作品提出期限

偶数月の10日(年末号は休載のため十月は除く)

〒274-0608 船橋市緑台1-3-1401

河内朝生



予 告

「弘道フォーラム 二〇一五」を千葉県で開催

主催 公益社団法人日本弘道会・銚子支会 後援 銚子市教育委員会

一 期 日 平成二十七年八月五日(水)

午後一時二十分～午後四時三十分(受付一時)

二 会 場

「犬吠埼ホテル」〇四七九・二二・八一―

銚子市犬吠埼九五七四の一 銚子電鉄犬

吠駅五分(本州最東端太平洋眺望、白亜の灯

台、銚子ジオパーク白亜紀の地層の上に位置)

三 テーマ

「豊かな関わりや話し合いを重視し、家庭、地域との連携のもとに進める道徳教育」

四 開催の趣旨

銚子市では、「生きる力を身につけ、夢をい

くことができる教育の実践」を指針として、知・徳・

体のバランスの上で道徳教育の充実を重視して

おり、具体策として、道徳の時間の充実や指導

法、学習法の改善、自他の生命を尊重する心の育成

などの道徳教育を家庭や地域との連携のもとに進め

ております。

今回のフォーラムでは、支会設立十七年の歩みの

報告を行うとともに、銚子市立の小・中・高等学校

の道徳指導の実践を紹介し、意見交換を行うことを

通じて、変革期にある日本の道徳教育の在り方を参

加者の皆さんと考え、その普及と発展に尽くしたい
と考えています。

五 プログラム

○主催者代表挨拶

公益社団法人日本弘道会会長

○「支会設立十七年の歩み」の報告

銚子支会会長

○フォーラム(発表・意見交換・まとめ)

・発表者 銚子市立明神小学校教諭

・発表者 銚子市立銚子中学校教諭

・発表者 銚子市立銚子高等学校教諭

・助言者 昭和女子大学大学院教授

・司会者 銚子支会役員

六 参加申込方法等

○方法 葉書に住所、氏名、電話番号を記入し申込

む

○宛先 〒二八八―〇八五五 銚子市猿田町七二七

石毛弘二 方 ☎〇四七九・三三・二四三一

(公益社団法人日本弘道会 銚子支会幹事長)

○期限 平成二十七年七月二十日(月) 必着

言葉の

ひろば



謹啓 春寒も緩み始め、桜の開花が待たれる頃となりました。先生には、日頃より温かいご指導を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、この度は貴日本弘道会の参与到御推挙賜り心より感謝とお礼を申し上げます。何分にも浅学菲才の若輩者ですが、これを励みに尚一層の精進を心掛けるとともに、貴会のために微力を尽くして参る所存です。今後益々のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。大学院生の時代に、故片山清一先生に『日本道德論』講読の手ほどきを受けて以来、西村翁の思想研究は、私自身の課題でもございました。身に余る重責を賜りましたことを機会に、本格的に西村翁の勉強をいたしたく決意しております。

的に西村翁の勉強をいたしたく決意しております。

なお、先生の玉稿を収載させて頂きました『日本道德教育論争史(第Ⅲ期)』(日本図書センター)は、一月の刊行から短い時間で再版が決定いたしました。教科化を起点として、道德教育に關する空気も大きく変わり始めたことを実感致します。これを空気に終わらせることなく、本当の意味での道德教育の再生につなげたいと切に願っております。先生の益々のご指導をお願い申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、寒暖の激しい時期でもございますので、何卒お身体専一にご自愛の程お願い申し上げます。

略儀ながら、取り急ぎの感謝とお礼まで申し上げます。 敬白

平成二十七年三月二十日

日本弘道会

会長 鈴木 勲先生

貝塚茂樹

入会のご案内

● 本会の趣旨に賛同し、入会を希望される方は、本会事務局へ電話かハガキでお申し込みください。なお、本会のホームページより送信することもできます。

● お申し込みを受付次第、事務局より「入会申込書」及び「郵便振替用紙」をお送りします。

● 入会希望者は、「入会申込書」の該当欄に記入し、年会費(三、〇〇〇円)を、同封の「郵便振替用紙」にてご送金ください。

お問い合わせは事務局へお願いいたします

〇三(三三六)〇〇〇九

会 告

◎御寄付者芳名（平成27年2月）

金、一万円也 匿 名（東京都）
 金、一万円也 匿 名（東京都）

◎会費領収報告（自平成27年2月26日 至平成27年3月26日）

- 1 この報告をもつて領収書に代えさせていただきます。
- 2 お名前の上の○印は新入会員の方です。
- 3 お名前の下括弧内の数字は会費納入最終年度です。
- 4 ご不明の点は本部事務局会員会費の係までご連絡下さい。

◎新入会員芳名（敬称略） （平成27年2月～平成27年3月）		
（府県名）	（入会者）	（紹介者）
東京都	堂 信一	鈴木 勲
鹿児島県	山口 昌司	ホームページ
神奈川県	佐々木晶子	河内 朝夫
神奈川県	鈴木 琴枝	石川 正郎
神奈川県	土屋 嵩	白鳥 正

◎新入会員芳名（敬称略）

（平成27年2月～平成27年3月）

（支会名）	（入会者）	（紹介者）
野 田	北野 浩之	下岡有希子
岩 手	堀切 茂行	八巻 恒雄
岩 手	菅原 修一	八巻 恒雄
島 根	高橋 成知	荒木 光哉

（千葉県）

佐伯 清毅 (27)

（東京都）

○堂 信一 (27)

（神奈川県）

○佐々木晶子 (27) ○鈴木 琴枝 (27)

○土屋 嵩 (27)

（石川県）

八木 義廣 (26)

（島根県）

島根支会7名分 (26)

（鹿児島県）

○山口 昌司 (27)

第一一八回定時総会の御案内

日 時

平成二十七年五月三十日（土）

午前十一時より

場 所

日本弘道会ビル・八階講堂

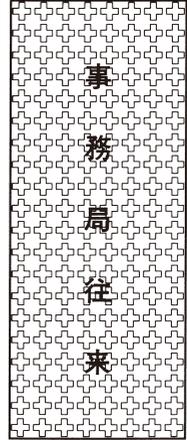
議 題

- 一 平成二十六年度事業報告及び決算報告
- 二 理事、監事の選任
- 三 その他

昼食後、本会特別会員加地伸行氏による講演を予定しております。

なお、終了後、午後二時頃から有志による会祖西村茂樹先生の法要・墓参を行います。

本誌の最終ページにある総会出欠用のハガキに、御署名の上、五月二十日（水）までに必ず返信くださるようお願い致します。



3月10日(火) 14:00～15:30

*理事会(於・日本弘道会ビル八階会議室)

平成二十七年事業計画・収支予算(案)等について審議・承認

・出席理事

鈴木 勲、土田健次郎、生平幸立、大澤幸夫、木村治美、高坂節三、澤 英武、多田建次、

菱村幸彦、古川清、渡貫博孝

・出席監事

伊藤克巳、伊戸川啓三

・事務局

大塚清二、小島俊夫

3月11日(水) 13:30～14:30

*日本弘道会ビルの自衛消防訓練を実施

3月26日(木) 12:00～13:30

*日本弘道会ビル三十周年記念行事を実施(於・日本弘道

会ビル八階講堂)

〈日本弘道会ビル(昭和六十年一月十八日竣工)が本年竣工三十周年を迎えたことから、現在当ビルの運営管理

に当たっている関係者(公益社団法人日本弘道会、住友

商事株式会社、株式会社日建設計、鹿島建設株式会社、住商ビルマネージメント株式会社、エス・シー・ビルサービス株式会社)が集い、神田三崎神社神職司式による安

3月31日(火)

*大塚清二事務局次長退職

4月1日(水)

*白川耕市氏に本会囑託を委嘱

◎ 弘道 一〇九四号の記事に次のような印刷上の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

箇所	誤	正
42頁上段	石橋堪山	石橋湛山
42頁下段	庄司是明	庄司昊明
61頁下段	21行目	

編集後記

◎本年三月十一日に、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、四年を迎えた東日本大震災の追悼式典が執り行われました。犠牲になられた人々への陛下の哀惜のお気持ちには極まりなく、被災地の人々に寄り添い、励まされる御姿から、陛下の深い慈しみの御心を感じます。

◎大震災による被災地の復興への努力が続けられていますが、課題は山積しております。政府の決意のように復興が加速され、被災地の人々の現在の生活や未来への見通しが軌道に乗り、再び安らかな日々が戻ることを心から願います。

◎道徳の教科化が実現することになり、「特別の教科 道徳」と位置付ける学習指導要領の一部改定案が示されました。これに対するパブリックコメントの公募があり、本会でもコメントを提出しました(三一頁参照)。教科としての本格実施は、小学校は平成三十年

度から、中学校は平成三十一年度からとなりますが、平成二十七年年度から移行措置として、新学習指導要領を踏まえた指導ができることになっていきます。教科化を契機に道徳教育が大きく飛躍することが期待されます。

◎本号の特集は、家族問題です。これまでも特集を組んでいます。家族問題は今日のすべての問題にかかわる基本的な問題であるために、今回のテーマのように、「今、家族の何が問題か」を、絶えず明らかにしていかなければならないのではないのでしょうか。かつて孝だけの倫理が問われた家族は、今はそれ自体が社会問題となっています。幸い各先生からそれぞれ含蓄のある論稿をいただくことができました。

◎新聞報道によれば、文部科学省が国立高校三年生約七万人を対象にテストした英語力調査によると、その七〇%が「中学校級」の学力と分かりました。これは高校の英語教育の在り方が

第一に問われるべき問題ですが、本誌は昨年の一〇二月号で「グローバル化時代の国語教育と英語教育」を特集しましたので、小学校の英語教育導入についても、単に強化すればよい問題なのか、考えさせられます。

◎次号特集テーマは、「政治と道徳」です。日本弘道会の会祖西村茂樹は、道徳と政治は不可分であると主張されていますが、近時、政治倫理をめぐる問題が多く発生しています。ご期待ください。(昌)

平成三十七年四月三日印刷
平成三十七年四月三日印刷発行(定価五〇〇円)

編集人 糟谷正彦
発行人 鈴木勲

発行所 日本弘道会

会社団法人
TEL 〇三(三二六)〇〇〇九
FAX 〇三(三二八八)〇九五六
振替口座 〇〇二四〇一四三二七

印刷所 東京都千代田区神田神保町三ノ一〇
(株) 共立社印刷所

西村茂樹の学問的な業績を中心に、その思想と活動の全貌を示す画期的全集の刊行完結。

- 第1巻:平成16年5月 既刊
定価17,000円(税別)
- 第2巻:平成16年12月 既刊
定価17,000円(税別)
- 第3巻:平成17年8月 既刊
定価18,500円(税別)
- 第4巻:平成18年8月 既刊
定価17,000円(税別)
- 第5巻:平成19年11月 既刊
定価18,000円(税別)
- 第6巻:平成20年11月 既刊
定価18,000円(税別)
- 第7巻:平成21年3月 既刊
定価19,000円(税別)
- 第8巻:平成24年3月 既刊
定価18,000円(税別)
- 第9巻:平成22年10月 既刊
定価18,000円(税別)
- 第10巻:平成22年3月 既刊
定価16,500円(税別)
- 第11巻:平成23年3月 既刊
定価18,000円(税別)
- 第12巻:平成25年3月 既刊
定価17,000円(税別)



株
思
文
閣
出
版

増補・改訂

西村茂樹全集

全12巻

日本弘道会編・発行

内 容

- 第1巻 著作
第2巻 著作
第3巻 著作
第4巻 著作
第5巻 訳書
第6巻 訳書
第7巻 訳書
第8巻 訳書
第9巻 訳書
第10巻 訳書
第11巻 訳書
第12巻 訳書

西村泊翁先生傳、日本弘道會創立紀事、日本弘道會大意、日本弘道會婦人部設立の大意、日本弘道會要領(甲號・乙號)、弘むべき道、日本道徳論、國民訓、國民訓對外篇、儒門精言、國家道徳論、續國家道徳論、道徳教育講話、道徳問答、修身講話、泊翁修養訓

徳學講義、西國道徳學講義、社會學講義、小學修身訓、日本教育論、或問十五條

心學略傳、心學講義、初學實訓、女子實訓、婦女鑑、泊翁卮言

自識録、續自識録、記憶録、建言稿、往事録、偶筆

讀書次第、東輿紀行、隨見隨筆、校正萬國史略、萬國通史

萬國史略、海防要論、海防新編、農工卅種家中經濟、經濟要旨、輿地誌略、數限通論

泰西史鑑

格勒革力道徳學、哈芬氏道徳學、植寧氏道徳學、殷斯婁氏道徳學、求諸己齋講義

理學問答、休物爾氏徳學、查爾斯蒲勒氏要須理學、人學譯稿(查爾斯蒲勒氏)、希穀氏人心學、可吉士氏心象學摘譯、泊翁日記

論説1 明治7年から明治27年までの間に、明六雜誌、修身学社叢説、東京学士会院雑誌などに掲載された西村茂樹の論説を取録

論説2、明治28年以降の論説、教育史、求諸己齋蔵書目録、皇太子御教育建言書

泊翁存稿、樸堂小稿、漢詩・詩文補遺、泊翁書簡、雜文集、年譜、西村茂樹稿本日録、語彙索引

申
込
先

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-1-6
日本弘道会ビル8F

公益社団法人 日本弘道会

☎03(3261)0009 FAX03(3288)0956 振替0140-1-4317

小学館創業90周年
記念企画

今が見える。未来へ更新する。
進化を遂げる辞典、登場。

大辞泉

【第二版】

- ◆類書中最大級の収録語数、最新用語を含む25万語
書籍の総項目25万語、DVD-ROM版デジタルデータの総項目25万7,000語
 - ◆最新の情報満載、進化・更新する国語辞典
DVD-ROMのデータは2015年まで毎年1回計3回無償で更新。
 - ◆読みやすさを追求し、横組みを採用
外来語の収録も増えたことから、日本の大型国語辞典としては初の横組みを採用。
 - ◆類語・漢和辞典としても利用できる多機能辞典
- B5判変型／上下巻／上製／ケース入り／総ページ数3,968ページ
(上巻ありす2,000ページ下巻あり1,968ページ)
DVD-ROM付き／上下巻／DVD-ROMとも分売不可 ISBN978-4-09-501213-1
発刊特別価格12,600円(税込) 2013年12月末日まで ※以降価格15,750円(税込)



金五〇〇円(税込み) 公益社団法人日本弘道会
本誌の購読料は会費(三,〇〇〇円)に含まれています。

大絶賛発売中 特典 日本最大の知識データベース「ジャパンナレッジ」を2か月間無料でご利用いただけます。